

審議事項（3）資料

第1期山梨県第二種特定鳥獣
（ツキノワグマ）管理計画（案）
及び第13次山梨県鳥獣保護管理
事業計画の変更（案）について

自然共生推進課

第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画策定の経緯

- 2月20日（金） 令和7年度第2回山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議
・計画素案について専門家、関係団体等に意見聴取
- 2月20日（金） 令和7年度第2回山梨県環境保全審議会鳥獣部会
・計画素案について審議
- 3月3日（火） 庁内関係所属、県内市町村、隣接都県、国、関係団体への意見
～3月10日（火） 照会
- 3月3日（火） パブリックコメントの実施
～3月16日（月）
- 3月17日（火） 令和7年度第3回山梨県環境保全審議会鳥獣部会（書面開催）
・計画素案について審議
- 3月26日（木） 第73回山梨県環境保全審議会
・計画案について審議
- 3月中 計画策定

第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（素案） に対するパブリックコメントの結果について

【意見の募集期間】

令和8年3月3日（火）～令和8年3月16日（月）まで

【意見の提出者数及び意見件数】

提出者数：1人

意見件数：1件

【意見の反映状況】

修正加筆等 意見反映	記述済み	実施段階 検討	反映困難	その他	計
0件	1件	0件	0件	0件	1件

【意見の概要及び意見に対する県の考え方】

○記述済み

（意見の概要）

捕獲中心のクマ対策ではなく、生息環境の管理、人間側の生活環境の改善、地域住民への理解促進を重視した管理方針を強化すること。

（意見に対する県の考え方）

本計画は、出没対応、生息環境や緩衝地帯の整備、被害未然防止の普及啓発など、総合的に取り組みを進める。

第13次山梨県鳥獣保護管理事業計画変更の経緯

2月20日（金） 令和7年度第2回山梨県環境保全審議会鳥獣部会
・計画変更素案について審議

3月26日（木） 第73回山梨県環境保全審議会
・計画変更案について審議

3月中 計画変更

1 計画策定の目的

- ・近年、全国各地でツキノワグマ（以下「クマ」という。）が人の生活圏へ出没しており、人身被害も多発しているため、国は令和6年4月にクマを指定管理鳥獣に指定
 - ・本県においても、令和6年度、令和7年度とクマの出没頭数が続けて過去最多を更新し、市街地での出没も相次いでいる状況
 - ・こうした状況に鑑み、人の生活圏への出没を防止するため、緩衝地帯や生息環境の整備など人との共生に向けた環境づくりを進める一方、県民の生命と暮らしを守るためには、人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体は、積極的な捕獲を行い管理対策の強化を図っていく必要
- ➡ 県民の安全・安心の確保を最優先とし、問題個体の積極的な捕獲、地域個体群の安定的な維持、人とクマとの軋轢軽減を目的として、従前の「保護管理指針」に代えて「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

2 計画期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（※終期は、上位計画の第13次鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで）

3 管理区域 山梨県内全域

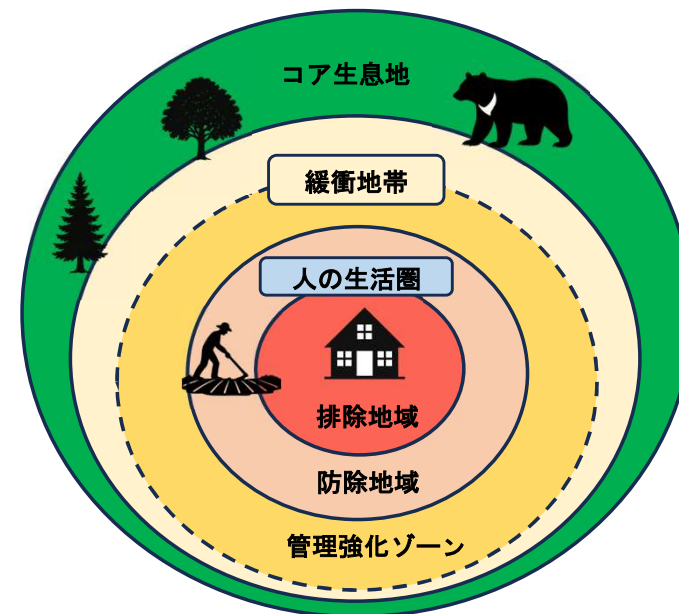
4 管理の目標

クマの良好な生息環境の維持及び問題個体の捕獲などによる適切な管理を推進することにより、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の各保護管理ユニットにおける地域個体群の長期的かつ安定的な維持と人身被害等の未然防止を図ることを目標とする。

5 ゾーニング管理

人とクマの棲み分けを図ることを目的に5つのゾーンに区分

ゾーン区分	概念	主な対策	
人の生活圏	排除地域	<ul style="list-style-type: none"> ■人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落内の住居集合地域 ・人の安全が最優先される地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の駆除（緊急銃猟または有害捕獲） ・放任果樹の伐採
	防除地域	<ul style="list-style-type: none"> ■農林業被害・人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・農林業など人の活動が行われている地域 ・被害防止対策や出没防止対策を実施する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の駆除（緊急銃猟または有害捕獲） ・農地への電気柵等の設置 ・放任果樹の伐採 ・河川等侵入ルートの樹木等伐採
緩衝地帯	管理強化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ■排除・防除地域への出没抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯のうち特に人の生活圏に近い地域 ・人の生活圏への出没防止対策を実施する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の駆除（有害捕獲） ・放任果樹の伐採 ・河川等侵入ルートの樹木等伐採
		<ul style="list-style-type: none"> ■環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・人の生活圏とコア生息地の間の地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯の整備・維持
コア生息地	<ul style="list-style-type: none"> ■クマの保護 <ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群の安定的な維持を図り、良好な生息環境を保全する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境の整備 	



【ゾーニング図】

6 推定生息数

1,038頭（前回のR2調査では、527頭）

〔内訳：富士・丹沢 287頭、中央・南アルプス 211頭、関東山地 540頭〕

※R7の生息モニタリング調査結果より算定

7 捕獲数の目安

80頭（R7は、40頭）

※環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改訂版2022年3月」に定める捕獲上限割合等を参考に算定

※捕獲数の目安に達した場合であっても、人身被害の防止が必要と判断される場合は、有害捕獲や緊急銃猟を実施



第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画
（案）

令和8年 月策定

山 梨 県

目 次

1	計画の名称と考え方	1
	(1) 名称	1
	(2) 考え方	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われる区域	2
5	現状の整理	2
	(1) 生息環境	2
	ア 富士・丹沢保護管理ユニット	3
	イ 中央・南アルプス保護管理ユニット	3
	ウ 関東山地保護管理ユニット	3
	(2) 生息状況	4
	(3) 推定生息数	4
	(4) 出没状況	5
	(5) 捕獲状況	7
	(6) 被害状況	9
	ア 人身被害	9
	イ 農林業被害	10
6	現状の評価と課題	11
7	管理の目標	11
	(1) 目標	11
	(2) 目標達成のための基本的な考え方	11
8	ゾーニング管理に関する事項	12
	(1) ゾーニング設定	12
	(2) 各ゾーンにおける対策	13
	ア 人の生活圏	13
	イ 緩衝地帯	13
	ウ コア生息地	13
9	個体群管理に関する事項	13
	(1) 捕獲数の目安	13
	(2) 捕獲許可による個体数の管理	15
	(3) 狩猟による捕獲	15
	(4) 錯誤捕獲の防止	15
10	生息地の保護・整備に関する事項	15

(1) 移動経路の確保	15
(2) 生息地の環境整備	16
1 1 被害防止対策に関する事項	16
(1) 人身被害の防止	16
(2) 出沒防止の対策	16
(3) 被害防止体制の整備	16
(4) 出沒時の対応	17
1 2 出沒対応に関する事項	17
(1) 広報活動	17
(2) パトロールの実施	17
(3) 有害捕獲の実施	17
(4) 緊急銃猟等の実施	17
1 3 その他管理のために必要な事項	18
(1) 人材の育成及び計画の実施体制整備	18
(2) 普及啓発	18
(3) 生態調査や生息モニタリング調査の実施	18
参考資料	19

1 計画の名称と考え方

(1) 名称

第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画

(2) 考え方

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）は、本州および四国に生息する食肉目クマ科の大型哺乳類であり、日本の森林生態系を代表する野生動物である。

国際的には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」附属書Iに掲載され、国際取引が厳しく規制されている。また、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストでは、現在も「絶滅危惧II類（VU）」として評価されている。

国内では、本州以南に広く分布するものの、かつては生息数の減少が懸念され、環境庁（当時）は平成3年版「日本版レッドデータブック」において五つの地域個体群を「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定し、平成10年のレッドリストでは、更に一つの地域個体群を追加した。これらの区分は、最新の「レッドリスト2020」においても維持されている。

本県では、地形的に人の生活圏とツキノワグマの生息域が近接しており、更に、ツキノワグマを誘引する果樹園が多く存在し、農林業者の減少や高齢化等による農地等の耕作放棄等によって人の生活圏への侵入による人身被害や農林業被害の増加が懸念された。そこで、ツキノワグマの地域個体群の将来にわたっての存続と、人との軋轢の軽減を両立するため、平成14年4月から「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」により、これまで保護を重視した対策を推進してきた。

しかしながら、近年は生息状況が大きく変化しており、令和5年度には北海道・東北地方を中心に人の生活圏へのヒグマやツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の出没が相次ぎ、全国の人身被害件数が過去最多を記録したことから、国は令和6年4月に環境省令を改正し、四国個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。また、令和7年9月から、市町村長の権限により人の生活圏に出没したクマ類の銃猟が可能となる緊急銃猟制度が開始されるなど、国の方針も管理強化へと転換している。

本県においても、令和6年度、そして令和7年度とツキノワグマの出没頭数が続けて過去最多を更新し、市街地での出没も相次いでいる状況である。

こうした状況に鑑み、人の生活圏への出没を防止するため、緩衝地帯や生息環境の整備など人との共生に向けた環境づくりを進める一方、県民の生命と暮らしを守るためには、人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体は、積極的な捕獲を行い管理対策の強化を図っていく必要がある。

このため、県民の安全・安心の確保を最優先とし、問題個体の積極的な捕獲、地域個体群の安定的な維持、人とツキノワグマとの軋轢軽減を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき、「第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」を策定する。

なお、「第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針（令和4年3月策定）」については、本管理計画の策定に伴い、令和8年3月31日をもって廃止する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)（以下「クマ」という。）

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ・法令上の理由から、上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間を勘案した期間とする。
- ・なお、有効期間内であっても、クマの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて改定等を行う。

4 管理が行われる区域

山梨県内全域

5 現状の整理

(1) 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経139度08分04秒（上野原市）～西端東経138度10分49秒（南アルプス市）、南端北緯35度10分06秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯35度58分18秒（北杜市））。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465km²でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44%が人工林である。また、森林面積の58.3%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.2%、宅地が4.3%、道路が2.7%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.6%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコマツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。更に、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

このような地形的条件、交通網、河川、山塊等を考慮して本県については、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の三つの保護管理ユニット（地域個体群）（図1）に分けられている（環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のた

めのガイドライン（クマ類編）改定版2022年3月」）。

ア 富士・丹沢保護管理ユニット

この地域は富士山とその山麓、丹沢山地の北部、御坂山系の山塊に区分され、それぞれ生息環境としてのタイプが異なる。富士山周辺は、亜高山から高山帯の植生であり、自衛隊演習地が広がっていることや、エサとなるブナ科植物が少ないため、クマの生息にはあまり適さない。都留市、道志村、上野原市秋山地区では、二次林は見られるものの、低山帯における人為的な利用頻度が高いため、クマにとってあまり好適な環境ではないとされている。一方、御坂山系の大月市から身延町にかけては、ナラの二次林が広がっており、比較的クマの生息に適した地域となっている。しかし、身延地区以南はスギ・ヒノキの造林地が多く、北側に比べると生息地としてはやや劣る。なお、甲府盆地に面した山際の笛吹市一宮・御坂地区、甲府市中道地区は、果樹園が誘引物となり、クマの恒常的な出没が繰り返される地域である。

イ 中央・南アルプス保護管理ユニット

この地域は長野県・静岡県にまたがる広い地域で、3,000m級の稜線を中心とした亜高山から高山帯の植生を含む大きな山塊である。南部に位置し静岡県と接する身延町身延地域（富士川右岸）や、南部町の山林には、スギ・ヒノキの造林地が多い。一方、地域によっては落葉広葉樹林も多く存在し、環境的にはクマの生息に比較的、好適な地域であるとされる。

ウ 関東山地保護管理ユニット

この地域は長野県、埼玉県、東京都に隣接する標高2,000m級の稜線を中心とした山塊で、北は群馬県にまでつながる広い分布域である。甲武信ヶ岳から金峰山にかけては、亜寒帯・亜高山帯植生のコメツガ群落が広がり、その周囲にブナ群落が群馬県・東京都の県境にまで広がっている。カラマツを中心とした造林が盛んに行われた地域もあるが、二次的な自然植生も比較的多く残っており、三つの地域の中ではクマの推定生息数が多い地域である。



図1 クマの保護管理ユニット区分（山梨県）

（2）生息状況

前述のとおり県内のクマ生息地域は大きく三つの保護管理ユニットで区分されている。目撃情報等をもとにその分布をみると、県内の山間地域ではほとんどの地域で生息確認情報があり、特に山際に果樹園の広がる峡東地域（山梨市三富地区・牧丘地区、笛吹市御坂地区・八代地区、甲州市塩山地区）、東部地域（上野原市、大月市）甲府市北部、峡南地域（身延町、南部町）、富士五湖地域（山中湖村、富士河口湖町）において多い傾向が確認されている。

（3）推定生息数

「第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針」（R4.4～R9.3）の策定の際、推定生息数の基となった令和2年度の生息調査では、富士・丹沢、中央・南アルプス、関東山地の三つの保護管理ユニットに属する地域において実施した。平成23、24年度の調査と同じくヘア・トラップ法を用いたDNA解析による個体識別を行い、空間明示型標識再捕獲モデルによって計算した。また、中央・南アルプス保護管理ユニットの推定値については、分析に必要なデータが収集できなかったため、前回調査と同様に天然林面積割合から算出した。各保護管理ユニットの生息数推定値は、95%信用区間における中央値として、富士・丹沢保護管理ユニット158頭、関東山地保護管理ユニット189頭、中央・南アルプス保護管理ユニット180頭となり、合計で527頭となった。

令和7年度の生息調査においても、令和2年度と同じ三つの保護管理ユニットに

属する地域において実施し、同じくヘア・トラップ法を用いた DNA 解析による個体識別を行い、空間明示型標識再捕獲モデルによって計算した。各保護管理ユニットの生息数推定値は、令和2年度と同様に95%信用区間における中央値として、富士・丹沢保護管理ユニット287頭、中央・南アルプス保護管理ユニット211頭、関東山地保護管理ユニット540頭となり、合計で1,038頭となった(表1)。

表1 県内におけるクマの推定生息数

保護管理ユニット (地域個体群)	生息密度 (頭/km ²)	全森林面積 (km ²)	95%信用区間 (頭)	中央値 (頭)
富士・丹沢	0.27	1116.2	140 ~ 578	287
中央・南アルプス	0.20	1117.7	99 ~ 445	211
関東山地	0.42	1352.4	273 ~1,010	540
計	—	—	512 ~2,033	1,038

(4) 出没状況

県民等から市町村に通報があった目撃情報を基に出没頭数を集計している。過去のデータから、クマの出没は6～11月に集中しているが、令和7年度においては、12月における目撃情報が過去最多の31頭と大幅に増加しており、これまでの冬季における出没傾向とは異なるため、冬眠期においても警戒を継続する必要がある。

また、年次の推移では、近年の出没頭数が増加傾向にあり、令和7年度においては、12月の時点で過去最多を記録するなど、今後も予断を許さない状況である。

表2 県内におけるクマの月別の目撃・出没状況（H18.4月～R8.2月現在）

(頭)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7	4	26	79	57	43	25	37	64	31	5	4		375
R6	9	27	90	56	44	39	38	33	4	4	1	1	346
R5	4	14	32	43	16	16	32	37	9	1	0	2	206
R4	1	11	42	23	12	13	10	8	4	1	4	0	129
R3	9	31	35	42	11	11	13	11	4	1	1	2	171
R2	13	11	28	47	20	15	21	7	2	0	3	3	170
R1	11	15	33	33	31	39	44	27	7	1	2	3	246
H30	3	25	37	25	13	8	8	3	3	1	0	0	126
H29	12	19	50	27	21	6	3	7	2	0	0	0	147
H28	1	18	20	33	21	10	23	11	2	0	0	1	140
H27	4	12	29	10	12	4	5	2	3	0	0	4	85
H26	9	7	25	25	16	16	13	17	2	0	0	2	132
H25	6	8	25	33	10	15	5	3	3	2	0	1	111
H24	1	11	30	31	55	50	23	25	2	0	0	1	229
H23	4	4	15	19	26	9	5	6	3	5	0	1	97
H22	4	18	27	28	40	21	10	22	11	0	0	0	181
H21	1	9	19	10	10	2	2	0	0	1	0	0	54
H20	3	5	11	12	17	9	2	3	0	0	0	0	62
H19	1	8	13	15	14	6	5	5	2	2	0	0	71
H18	3	5	15	8	39	42	46	31	2	3	0	1	195
平均	5	14	32	28	23	17	17	16	4	1	0	1	163

(注) 平均の頭数は、小数点以下切り捨てとする。

平均の合計頭数は、各年度の合計を合算した平均とする。

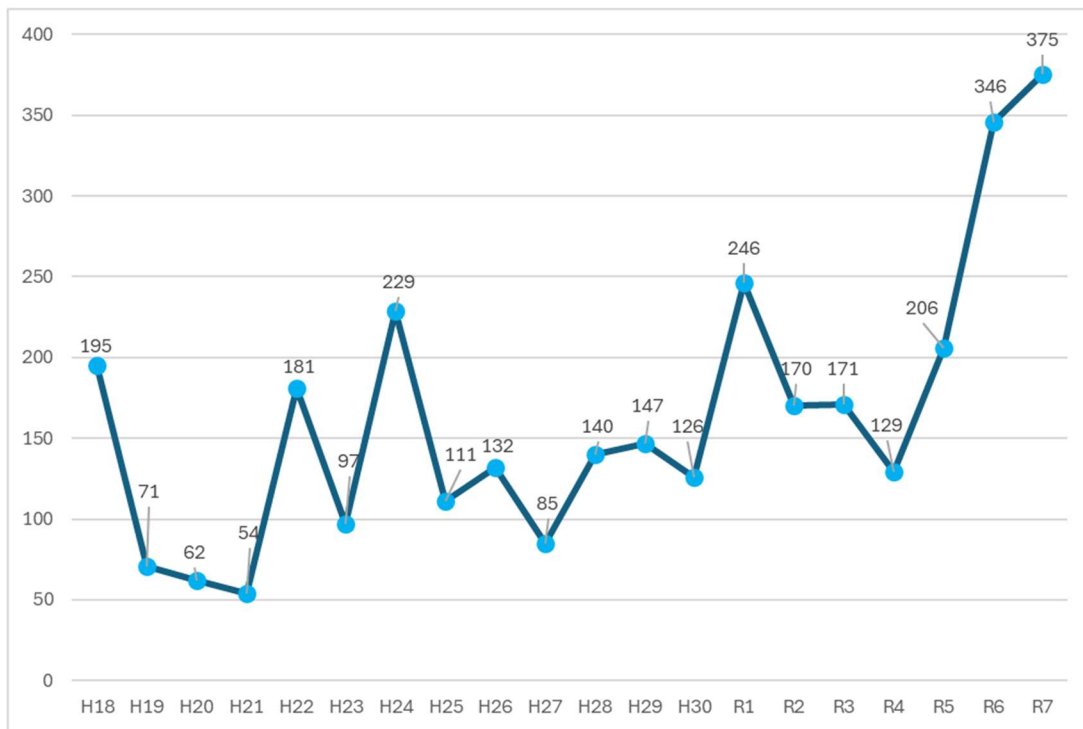


図2 県内におけるクマの目撃・出没状況の推移（H18.4月～R8.2月現在）

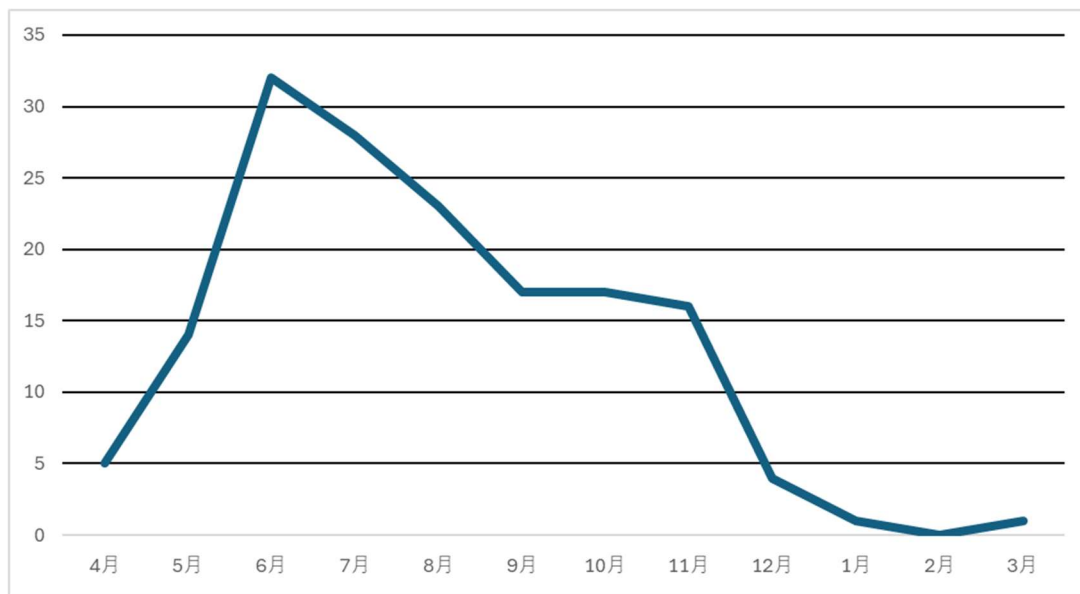


図3 県内におけるクマの月別平均目撃・出没状況（H18.4月～R8.2月現在）

（5）捕獲状況

狩猟の禁止措置がとられた平成9年度（1997年度）より前は、捕獲の中心は狩猟によるものであり、それ以後は有害捕獲が大半を占めている。

狩猟禁止措置が解除された平成14年度（2002年度）以降も、有害捕獲によるものが主となっている。

また、平成18年度（2006年度）や平成24年度（2012年度）の大量出没年、および平成28年度（2016年度）以降に発生している錯誤捕獲を除くと、近年の年間捕獲頭数は概ね10～20頭前後で推移している。

年度	有害捕獲頭数	狩猟頭数	錯誤捕獲頭数	合計	放獣頭数
昭和36	1961	4	35	39	-
昭和37	1962	0	44	44	-
昭和38	1963	46	36	82	-
昭和39	1964	11	49	60	-
昭和40	1965	4	47	51	-
昭和41	1966	3	51	54	-
昭和42	1967	3	46	49	-
昭和43	1968	6	47	53	-
昭和44	1969	5	60	65	-
昭和45	1970	7	51	58	-
昭和46	1971	10	42	52	-
昭和47	1972	8	55	63	-
昭和48	1973	24	47	71	-
昭和49	1974	7	48	55	-
昭和50	1975	16	47	63	-
昭和51	1976	12	45	57	-
昭和52	1977	22	48	70	-
昭和53	1978	14	53	67	-
昭和54	1979	10	64	74	-
昭和55	1980	8	56	64	-
昭和56	1981	32	57	89	-
昭和57	1982	17	65	82	-
昭和58	1983	19	39	58	-
昭和59	1984	27	31	58	-
昭和60	1985	28	33	61	-
昭和61	1986	29	40	69	-
昭和62	1987	17	65	82	-
昭和63	1988	19	25	44	-
平成元	1989	26	38	64	-
平成2	1990	10	52	62	-
平成3	1991	5	22	27	-
平成4	1992	24	21	45	-
平成5	1993	12	24	36	-
平成6	1994	11	27	38	-
平成7	1995	13	29	42	-
平成8	1996	15	25	40	-
平成9	1997	2	0	2	-
平成10	1998	4	0	4	-
平成11	1999	37	0	37	-
平成12	2000	21	0	21	-
平成13	2001	36	0	36	-
平成14	2002	23	19	42	-
平成15	2003	28	12	40	-
平成16	2004	23	11	34	-
平成17	2005	7	24	31	-
平成18	2006	96	2	98	-
平成19	2007	22	5	27	-
平成20	2008	24	7	31	1
平成21	2009	22	4	26	1
平成22	2010	39	3	42	10
平成23	2011	15	2	17	4
平成24	2012	49	8	57	14
平成25	2013	16	6	22	3
平成26	2014	16	3	19	5
平成27	2015	14	6	20	4
平成28	2016	17	11	28	7
平成29	2017	21	6	27	4
平成30	2018	16	1	17	2
令和元	2019	19	2	21	7
令和2	2020	10	3	13	46
令和3	2021	1	22	23	10
令和4	2022	8	3	11	28
令和5	2023	7	1	8	27
令和6	2024	19	2	21	4
令和7	2025	15	4	19	33

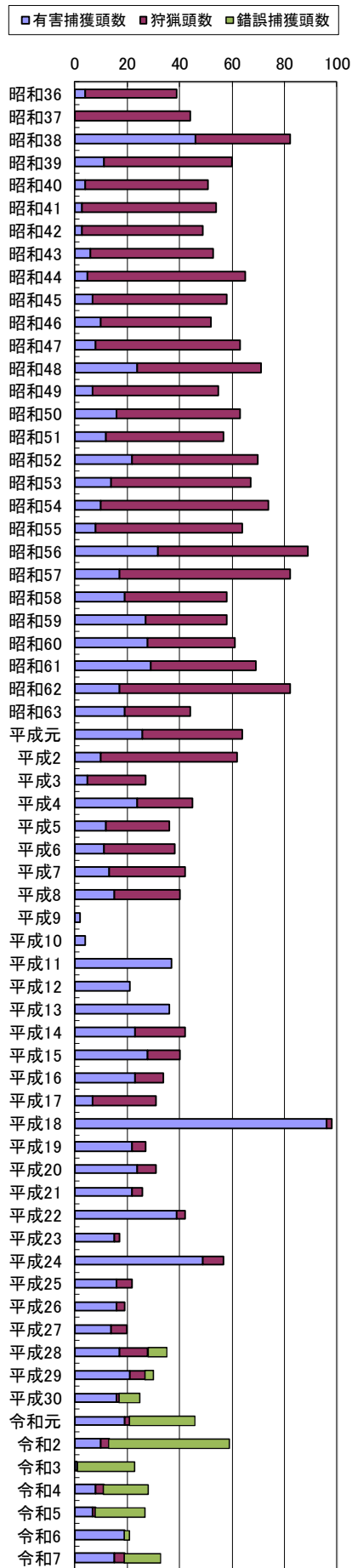


図4 県内におけるクマの有害・狩猟・錯誤による捕獲頭数及び放獣頭数の変遷 (S36.4月～R8.2月現在)

(6) 被害状況

ア 人身被害

平成23年度からの人身被害の年間発生件数は、概ね5件以下で推移しており、ここ数年では、1～2件程度の発生が続いている状況である。

発生時期としては、5～11月に集中しているが、12月にも発生しており、冬眠期でも遭遇リスクはゼロではない。

この季節性は、クマの活動期（春～秋）と人の野外活動期（農作業・登山・レジャー）が重なることが要因と考えられる。

発生地域の傾向としては、山林が広く分布する地域で被害が多くみられる。

発生時の人の行動としては、農林業の作業中、登山やキノコ狩りなどのレジャー活動中、狩猟の際などであり、主に山間部周辺で被害が発生している。

表3 県内におけるクマの人身被害発生状況（H23.4月～R8.2月現在）

年度	件数	月	市町村	行 動	負傷	死亡
H23	4	5月	山梨市	山菜採り	1	0
		7月	甲府市	登山	1	0
		8月	甲州市	登山	1	0
		11月	大月市	管理捕獲	1	0
H24	4	5月	甲府市	農作業（水田）	1	0
		7月	北杜市	犬の散歩	1	0
		7月	道志村	散歩	1	0
		11月	身延町	狩猟	1	0
H25	0	-	-	人身被害報告なし	-	-
H26	3	7月	北杜市	林道除草中	1	0
		8月	北杜市	溪流釣り	1	0
		9月	山中湖村	狩猟	1	0
H27	0	-	-	人身被害報告なし	-	-
H28	5	5月	身延町	伐採作業	1	0
		7月	都留市	山林内移動	1	0
		7月	山梨市	道路を歩行	1	0
		8月	北杜市	登山	1	0
		11月	大月市	養蜂作業	1	0
H29	4	6月	都留市	狩猟わな点検中	1	0
		7月	小菅村	登山	1	0
		7月	笛吹市	農作業（畑）	1	0
		11月	都留市	狩猟（逆襲）	1	0
H30	2	7月	笛吹市	伐採作業中	1	0
		8月	北杜市	放獣作業中	1	0
R1	2	5月	都留市	下草刈り	1	0
		7月	北杜市	飼料倉庫作業中	1	0
R2	4	9月	甲州市	登山	1	0
		9月	北杜市	キノコ狩り	1	0
		10月	小菅村	キノコ狩り	1	0
R3	1	12月	北杜市	狩猟	1	0
R4	1	6月	富士吉田市	クマパトロール中	1	0
R5	2	10月	大月市	農作業（畑）	1	0
		11月	丹波山村	山林内作業中	1	0
R6	2	7月	身延町	登山	1	0
		12月	笛吹市	山林内測量作業中	1	0
R7	2	6月	北杜市	溪流釣り	1	0
		8月	身延町	民家の裏庭（養蜂）	1	0

イ 農林業被害

農業被害としては果樹などがあるが、特に御坂山地と隣接する甲府盆地や峡東地域の果樹園に被害が集中し、毎年同様の地域で被害が発生している。

また、林業被害としては、造林木の樹皮剥ぎ被害（クマハギ）が平成5年頃から目立ち始め、近年は全県で被害が発生している。しかし、クマハギのメカニズムについては、いくつかの説はあるものの解明されていない。

本県での農業被害面積は、令和3年度以降は概ね1.2～1.4 ha で推移し、農業被害額は、令和3年度以降は2百万円前後で推移している（図5）。

林業被害面積は令和3年度のみ389 ha と突出してはいるが、令和4年度以降は200 ha 未満となっており、林業被害額はバラつきがあるものの、平均して約7千万円程度となっている（図6）。

なお、林業被害については全県調査ではなく、年度毎の事業実施箇所及びその近辺で被害が確認された場合の報告に基づく数値である。

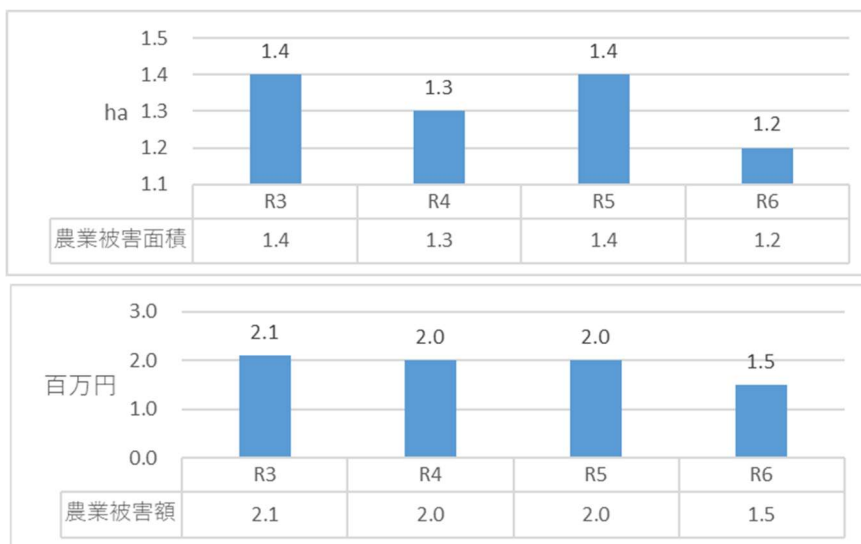


図5 クマによる農業被害の状況

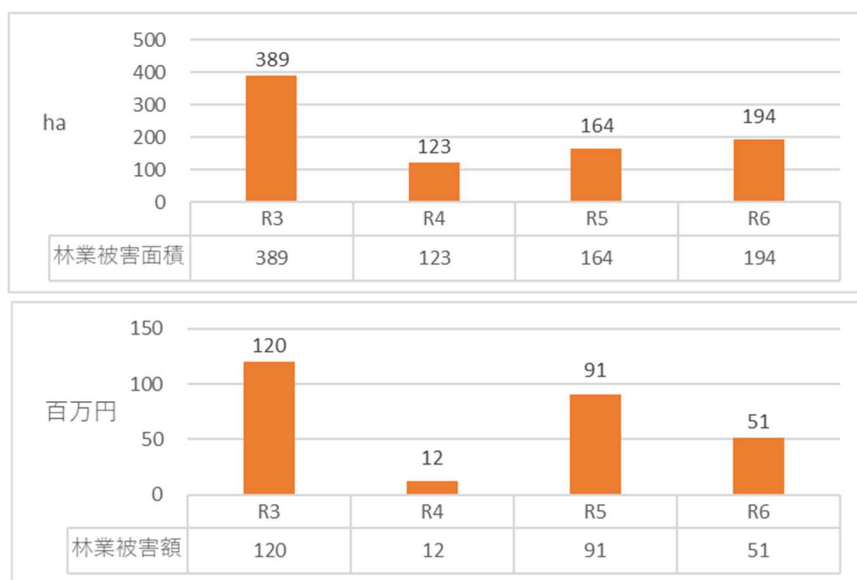


図6 クマによる林業被害の状況

6 現状の評価と課題

これまで、環境省のガイドラインにおいて、山梨県に生息するクマは、関東山地個体群（危急地域個体群）、富士・丹沢個体群（危機的地域個体群）、南アルプス個体群（安定存続地域個体群）と評価されており、生息状況に応じて保護管理が進められてきた。

一方で、環境省が実施した「平成30年度中大型哺乳類分布調査」では、クマの分布域が全国的に拡大していることが示されている。

こうした状況の中、本県は、地形的に人の生活圏とクマの生息域が近く、人身被害や農林業被害の増加が懸念されることから、地域個体群の将来にわたっての存続と、人との軋轢の軽減を両立するため、これまで五期にわたり「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を作成し、保護に重点を置いた取り組みを推進してきたところである。

しかしながら、近年の本県ではクマの出没件数が増加傾向にあり、令和7年度には市街地周辺での目撃も相次ぐなど、県民の不安が高まる中、クマの保護と県民の安全確保の両立を図る必要性が一層高まっている。

このため山梨県では、「やまなしツキノワグマ緊急対策パッケージ」を策定し、迅速な出没対応、被害の未然防止、生息環境の整備を柱として、市町村、警察、猟友会等と連携しながら総合的な対策を推進している。

今後は、県内の地形・土地利用状況を踏まえたゾーニングを行い、人とクマの棲み分けを図ることにより、被害防止対策を計画的かつ効果的に実施していくことが必要である。

7 管理の目標

（1）目標

クマの良好な生息環境の維持及び問題個体の捕獲などによる適切な管理を推進することにより、「富士・丹沢」、「中央・南アルプス」、「関東山地」の各保護管理ユニットにおける地域個体群の長期的かつ安定的な維持と人身被害等の未然防止を図ることを目標とする。

【問題個体の例】

- ・人身被害を発生させた個体（被疑個体を含む）
- ・家畜、適切に管理された果樹園などに被害を与えた個体（被疑個体を含む）
- ・人家や各種施設、またはその敷地周辺に侵入した個体（被疑個体を含む）
- ・追い払い等を実施しても、人の生活圏に留まり続けた個体
- ・人の生活圏に繰り返し出没した個体
- ・人につきまとうなど、危険性の高い問題行動を示した個体

（2）目標達成のための基本的な考え方

人の生活圏に繰り返し出没するなどの問題個体については、各保護管理ユニットに関わらず、有害捕獲を実施する。

人とクマとの棲み分けを図るゾーニング管理により、区分ごとに被害防止対策を

実施する。

各保護管理ユニットの維持を図るため、推定生息数に応じて捕獲数の目安を定めるとともに錯誤捕獲の防止に努める。

生息数の把握、生態調査によりクマの行動範囲や移動経路などを分析し、科学的な根拠に基づく効果的な出没対策を推進していく。

8 ゾーニング管理に関する事項

(1) ゾーニング設定

クマによる人身被害発生を未然に防ぐため、人とクマの棲み分けを図ることを目的に、地域を複数のゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた管理を行うものとする。クマの主要な生息域は「コア生息地」として保護を優先する。その周囲には、クマの生息域と人の生活圏の間に位置する「緩衝地帯」を設け、人の生活圏に近い区域は「管理強化ゾーン」として、出没を防止するための対策を推進する。

一方、人の生活圏のうち農林業など人の活動が盛んな区域は「防除地域」として、被害防止を重視し、人の生活と安全を最優先する区域は「排除地域」として、クマの排除を徹底する。

これらのゾーンごとに適切な管理措置を講じることにより、クマの生息環境の保全と人身被害の未然防止の両立を図る。

表4 ゾーニング管理区分

ゾーン区分		概 念
人の生活圏	排除地域	■人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落内の住居集合地域。 ・人の安全が最優先される地域。
	防除地域	■農林業被害・人身被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ・農林業などが盛んで人の活動が行われている地域。 ・被害防止対策や出没防止対策を実施する地域。 ・農地や河川等は、クマが人の生活圏へ侵入するルートとなるため、防除地域に含める。
緩衝地帯	管理強化ゾーン	■排除・防除地域への出没抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯のうち特に人の生活圏に近い地域。 ・人の生活圏へのクマの侵入防止のための対策（捕獲、環境整備等）を実施する地域。
		■環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・人の生活圏とコア生息地の間の地域。
コア生息地		■クマの保護 <ul style="list-style-type: none"> ・地域個体群の安定的な維持を図りつつ、クマにとって良好な生息環境を保全する地域。

(2) 各ゾーンにおける対策

ア 人の生活圏

①排除地域

人身被害発生の危険性が非常に高いことから、県民の生命と暮らしを最優先とし、出没した問題個体について、緊急銃猟による対処も視野に入れ適切に捕獲する。

出没の再発防止のため、移動経路の把握や誘引物の有無など十分な情報収集を行い、出没要因の解明を実施するとともに、住民への注意喚起等を行う。

②防除地域

防除対策を講じた上でも被害が生じる場合には、緊急銃猟による対処も視野に入れ適切に捕獲する。

出没した際は、現地調査を実施するなど十分な情報収集を行い、出没要因の解明を実施するとともに、誘引物の除去、住民への注意喚起、被害が発生した農林業地域等での防除対策及び追い払い等を行う。

イ 緩衝地帯

①管理強化ゾーン

人の生活圏への出没を抑制し、人身被害発生を未然に防ぐため、これ以上の侵入がないよう、放任果樹の伐採や移動経路となる藪等の刈り払いなどの環境整備を行うとともに、登山者や観光客へ誘引物の管理徹底を促すなどの注意喚起を行う。

出没した際は、現地調査を実施するなどの十分な情報収集を行い、付近の住民への注意喚起を実施する。防除地域の隣接地域に定着する場合には、必要に応じて追い払い等を実施し、問題個体については有害捕獲を行う。

②管理強化ゾーン以外の地域

コア生息地と管理強化ゾーンの間に位置するため、クマの行動と周辺環境の状況を把握するとともに、問題個体とならないよう、この地域内での生息環境が維持できるよう保護対策を推進する。

ウ コア生息地

健全な個体群の維持を担保することを目的とする地域であることから、保護を中心とした対応を行う。クマの生息地であり、人身被害発生を未然に防ぐため、登山者や観光客へ誘引物の管理徹底を促すなどの注意喚起を行う。

9 個体群管理に関する事項

(1) 捕獲数の目安

個体群管理の基本単位は、各保護管理ユニットの個体群とし、被害リスクを低減しつつ個体群の維持を図るためには、管理捕獲による急激な生息数の減少も避ける

必要があることから、年間の捕獲数について一定の目安を設ける。

各保護管理ユニットは山林により相互に繋がっており、個体の移動が生じていることから、捕獲数の目安については、保護管理ユニットごとに設定するのではなく、県内全域を一体の管理単位として設定することとする。

県全体の年間捕獲数の目安は、各保護管理ユニットの推定生息数に応じて設定した捕獲上限割合を基に算出した頭数を参考とし、80頭とする。

なお、捕獲数がこの目安に達した場合であっても、人身被害防止のために必要と認められる場合には、問題個体の有害捕獲や緊急銃猟を実施するものとする。

【参考】各保護管理ユニットで算出した捕獲上限頭数

富士・丹沢	:	8頭	(個体数水準1	捕獲上限割合	3%)
中央・南アルプス	:	25頭	(個体数水準4	捕獲上限割合	12%)
関東山地	:	43頭	(個体数水準3	捕獲上限割合	8%)
計	:	76頭				

※個体数水準及び捕獲上限割合は、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版2022年3月」を参考

表5 クマ類の個体数水準と保護・管理の目標及び捕獲上限割合

個体数水準	保護・管理の目標	
	分布域	個体数
1 (危機的地域個体群)	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準2への引き上げ
【成獣個体数】 100頭以下 【分布域】 きわめて狭く孤立		【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の3%以下。 狩猟禁止。 緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける。
2 (絶滅危惧地域個体群)	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準3への引き上げ
【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性が少ない		【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は成獣個体数の5%以下。 狩猟禁止。
3 (危急地域個体群)	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準3の維持または水準4への引き上げ
【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限		【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の8%以下。 目標が水準4へ引き上げの場合は、全体の個体数ではなく、成獣個体数を基準に捕獲上限数を設定する。
4 (安定存続地域個体群)	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導
【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的		【捕獲上限割合】 捕獲上限割合は総個体数の12%以下。 人間との軋轢が恒常的に発生している場合、軋轢軽減を目的として捕獲割合を3%上乘せする対応も可能である(全体の個体数の15%以下)。

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版2022年3月」

(2) 捕獲許可による個体数の管理

①問題個体管理

人身被害を引き起こした個体や、人に付きまとうなどの問題行動を示した個体については、有害捕獲を実施する。

また、(1)で定める捕獲数の目安に達した場合であっても、人身被害の防止が必要と判断されるときは、有害捕獲等を実施する。

②ゾーニングによる個体管理

人の生活圏に繰り返し出没するなどした問題個体は有害捕獲等を実施する。

管理強化ゾーンに出没した個体は、追い払いまたは必要に応じて有害捕獲を実施する。

クマの生息域（コア生息地）や管理強化ゾーン以外の緩衝地帯においては、原則捕獲を行わないが、人身被害の発生や人につきまとうなどの問題行動を示した個体は有害捕獲を実施する。

(3) 狩猟による捕獲

狩猟による捕獲可能数は、狩猟期前の有害捕獲による捕獲数を考慮した上で決定し、狩猟者登録時に狩猟者への周知徹底を図る。

また、狩猟により捕獲した場合は、その都度報告を受け、捕獲数情報を公表する。

クマ猟を目的とする狩猟者には、県に捕獲数情報を確認するよう協力を求める。

(4) 錯誤捕獲の防止

ニホンジカ等の捕獲強化に伴い、わな・檻によるクマの錯誤捕獲の増加が懸念される。

くくりわなにかかったクマはワイヤーの範囲で動き回るため、接近した人が襲われる危険があるほか、逃れようとしてワイヤーが足に食い込み、負傷して危険性が高まる場合がある。

これらの危険を防ぐため、捕獲対象に適したわな・檻の設置・管理を徹底し、クマを捕獲する場合は、クマ用の箱わな（ドラム缶わな等）を使用する。

ニホンジカ等の捕獲場所で錯誤捕獲が複数回発生した場合は、周辺でのわなの設置を中止し、再発防止に努める。

錯誤捕獲されたクマについては、問題個体でない場合、まず放獣を検討する。

なお、クマの放獣は危険を伴うため、麻酔薬の使用等に関する専門的な技術・知識を有する者に依頼し、安全を確保して実施する。放獣場所の選定は慎重に行い、クマのコア生息地を基本とする。

10 生息地の保護・整備に関する事項

(1) 移動経路の確保

クマは生息するために、一定以上の森林面積を必要とする特性から、生息域の分断や縮小、孤立による地域個体群の存続への影響が懸念される。

関東森林管理局は、国有林等において、野生動物の移動経路を確保し、生息域の拡大と地域個体群間の個体・遺伝的交流を促すために、甲武信ヶ岳から笠取山、雲取山に至る稜線の埼玉県側の6,453haを「秩父山地緑の回廊」、富士山の中腹をほぼ一周する5,735haを「富士山緑の回廊」、丹沢山塊を中心に8,344haを「丹沢緑の回廊」として設定している。本県は、県有林において、生物多様性の保全を図るため、主要な尾根筋、溪流・沢筋沿い及び天然林が連続する箇所において野生動物の移動経路確保のための保護樹帯を設定し、生息域の維持に努める。

各保護管理ユニットの中においても、クマの移動経路が人為的工作物等で分断されないよう、地域個体群へ与える影響を慎重に検討し、必要に応じて移動経路等の確保を図る。

(2) 生息地の環境整備

天然林の面積が広く、クマの生息に適した貴重な自然状態が保たれている地域を将来に渡り保全するとともに、クマをはじめとする野生鳥獣の生息地として保護するため、鳥獣保護区等の指定に努める。

特に落葉広葉樹林はエサとなる堅果類を供給し、その豊凶が繁殖や行動パターンに影響を与えていることから、今後の森林整備においては、針葉樹人工造林だけでなく、複層林や広葉樹との混交林、広葉樹林に誘導するなど、多様な森づくりを推進する。

1.1 被害防止対策に関する事項

人の生活圏、農林業、登山などにおける人身被害や生活被害を防止するため、次のとおり予防的措置を講じる。

(1) 人身被害の防止

クマの出没情報の発信や出没マップの公開、被害防止対策のチラシ配布や動画配信、市町村と連携した積極的な広報活動などを行い、県民への注意喚起を図る。

クマの出没情報が寄せられた場合には、市町村の防災無線等により速やかに地域住民への広報を行うとともに、周辺のパトロールを実施する。

(2) 出没防止の対策

クマを人の生活圏に誘引しないよう、地域住民や登山者に対し、ゴミなどの誘引物は適切に処理するよう周知徹底を図るとともに、里山周辺の民家などで放置された柿の木などの伐採を行う。

また、クマの出没や被害が発生する地域では、電気柵の設置や藪等の刈り払いによる見通しの確保など、クマが出没しにくい環境づくりを行う。

(3) 被害防止体制の整備

県、市町村、警察、県猟友会等が緊密に連携し、出没情報の共有、初動対応、捕獲・追い払い等の役割分担を明確にし、適切な被害防止体制を構築する。

(4) 出没時の対応

クマの出没情報が寄せられた場合は、出没場所、時間などを市町村の防災無線や防災メール等を活用し、地域住民や農林業者等への確かつ迅速に伝達し、注意喚起を行う。

また、県や市町村のホームページ等において、クマの出没情報や出没マップの公開などを通じて注意喚起を行う。

1.2 出没対応に関する事項

(1) 広報活動

クマの出没が確認された際には、住民の安全確保を最優先に、迅速かつ正確な情報提供を行うため、防災無線や防災メール、SNS、ホームページ等を活用し、出没地点や時間、状況などの情報を速やかに発信する。

(2) パトロールの実施

クマの出没が確認された地域における住民の安全を確保するため、市町村において、県猟友会等と連携し、パトロールを実施する。

パトロール中に足跡や糞、爪痕、食痕などの痕跡を確認した場合は、位置情報を含めて記録し、関係機関と共有する。

(3) 有害捕獲の実施

クマの出没により住民の生命、身体又は財産に被害のおそれがあると判断した場合は、有害捕獲を実施する。

有害捕獲は許可を受けた県猟友会等が行い、市町村は警察等関係機関と連携して安全管理を徹底する。捕獲場所では住民の安全確保を最優先とし、必要に応じて立入制限等を実施する。

実施にあたっては、防災メール等により事前周知を行い、作業中は巡回・警戒を強化して第三者の立入り防止と事故防止の徹底を図る。

(4) 緊急銃猟等の実施

人の生活圏にクマが出没した際に、安全確保措置を十分に講じたうえで、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が、令和7年9月から運用開始された。

緊急銃猟を実施する際は、以下の4条件を満たしていることを確認する。

【緊急銃猟の4条件】

- ①クマが人の生活圏に侵入していること、又は侵入するおそれ大きいこと
- ②クマによる人命又は身体への危害防止のため、緊急に対応が必要であること
- ③銃猟以外の方法では、的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- ④銃猟によって、人に弾丸の到達するおそれ、人命または身体に危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃猟の実施に当たっては、環境省「緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）」に基づき、マニュアル等により適切に対応する。

また、警察官職務執行法による対応も踏まえ、状況に応じて適切に対処するものとする。

1.3 その他管理のために必要な事項

(1) 人材の育成及び計画の実施体制整備

クマ対策の体制を強化するため、県と市町村の連携による担当者会議の開催、各種研修会の実施などにより、担当職員の対応力向上を図る。

また、計画の実効性を確保するため、県、市町村、県猟友会等が緊密に連携し、実施体制の整備を着実に進める。

(2) 普及啓発

人身被害を未然に防ぐため、SNSによる出没情報の発信や出没マップの公開、被害未然防止のチラシ配布や動画配信など、多様な手段を活用して普及啓発を行い、県民への注意喚起を徹底する。

(3) 生態調査や生息モニタリング調査の実施

中長期的なクマ対策を推進するため、クマの生息状況、行動範囲、移動経路などを把握する生態調査を実施し、科学的根拠のある出没防止対策を推進する。

また、各保護管理ユニットにおける生息数のモニタリング調査を行い、県内の個体数の増減状況を継続的に把握する。

参 考 资 料



① 出没対策

緊急銃猟対応

- 市町村の緊急銃猟による捕獲への支援
- 市町村の必要備品購入への支援
- ハンターの保険料への支援
- マニュアルの策定
- 訓練の実施（県、市町村、猟友会、警察、消防などと連携）

その他捕獲等対策

- 農地への電気柵等の設置
- 人里へ頻繁に出没する問題個体の箱わな等による市町村の有害捕獲への支援
- 駆除したクマの運搬等に関する地元有志（消防団員等）への協力支援
- 市町村への箱わな等の貸し出し
- 出没地域におけるパトロール体制の強化
- ドローン等のICT技術で追い払い・効果的な捕獲を実施

② 捕獲の担い手確保

- 管理捕獲従事者等研修施設の整備
- クマを銃猟できる専門的な知識・技能を習得する研修の実施
- 県内全域の体制強化を図るため、クマを銃猟できる多くのハンターを確保・育成
- 新規狩猟免許取得者への支援を充実

【対策パッケージの柱】



柱1：迅速な出没対応
緊急銃猟対応等・管理計画策定

柱2：被害の未然防止
県民への広報・啓発

柱3：生息環境の整備
周辺環境・生息地等整備

③ 管理計画の策定

- 問題個体の捕獲に向けた「第二種特定鳥獣管理計画」の策定

⑥ 隣接都県との連携・協力

- クマ出没マップの共同化など連携・協力体制の構築
- 広域的な管理計画の策定による体制強化

④ 被害未然防止対策

県民への広報・啓発

- Xで迅速に出没情報を発信
- マップで出没地点を見える化
- 県民向け被害防止対策チラシの提供
- 県民向け被害防止対策動画の作成・公開
- デジタルサイネージ版の動画放映
- 県・市町村による広報体制の強化・連携

⑤ 周辺環境・生息地の整備

周辺環境整備

- 出没が多い地域の河川における樹木の伐採を実施
- 耕作放棄地の管理・再生を推進
- 中山間地域の空き家対策を推進し放置された柿の木等を管理

生息地・里山再生

- 荒廃森林の整備や広葉樹の植林を推進
- ナラ枯れ対策の推進
- キノコ栽培など「稼げるビジネス」を森林で展開し中山間や里山を再興

■着手済の施策

- 速やかに取り組む施策
- 中長期的な施策

やまなしツキノワグマ緊急対策パッケージ

【速やかに取り組む施策】



I 出没対策・担い手確保

◎ 緊急銃猟等への備え

(1) 市町村への支援

- ① 緊急銃猟による捕獲の実施・備品購入への支援
- ② ハンターの保険料への支援
- ③ 捕獲後に重労働となる運搬、処理における後方支援として地元有志（消防団員等）への協力支援
- ④ 人里へ頻繁に出没する問題個体について、市町村が実施する有害捕獲への支援

(2) 県が実施する取り組み

- ① クマを銃猟できる専門的な知識・技能を習得する研修会を開催 → 開催実施：R7年12月を予定
- ② 訓練の実施 → 実施時期：R7年12月を予定 ※ 市町村、猟友会、警察、消防などと連携して実施
- ③ マニュアルの策定 → 策定時期：R8年1月に暫定版策定
- ④ 市町村への箱わな等の貸し出し

II 周辺環境・生息地の整備

◎ 人の生活圏への出没防止

- ・出没が多い地域の河川における樹木の伐採を実施 ⇒ 1年以内に出没情報がある箇所を選定 41河川

III 管理計画の策定

◎ 第二種特定鳥獣管理計画の策定 → 計画策定：R8年1月から着手し年度内に策定

- ・問題個体の捕獲に向けて鳥獣保護管理法に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

IV 被害未然防止対策

◎ 県民向け被害防止対策動画の作成・公開 → 公開時期：R8年2月を予定

- ・クマの生態や山へ行く際の注意点、人家に引き寄せない方法など実演を交えた解説動画を作成・公開

V 隣接都県との連携・協力

◎ クマ出没マップの共同化など連携・協力体制の構築 → 東京都との連携マップ公開時期：R7年12月を予定

- ・クマの出没データを隣接する都県と共有し、相互にマップ上で表示できるようにするなど、広域的な取り組みを推進

第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画
令和8年 月策定

山梨県森林環境部自然共生推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話055-223-1520

「第13次山梨県鳥獣保護管理事業計画」の変更について

1. 変更の趣旨

「第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」の策定に伴い、上位計画である「第13次山梨県鳥獣保護管理事業計画」（以下、「保護管理事業計画」という）について、計画に関する事項の追加等の変更を行う。

2. 変更箇所の概要

※保護管理事業計画のページについては資料5を参照

- ・第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
ツキノワグマの管理を追加
(保護管理事業計画 p27)

- ・第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項
「第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」策定に伴う「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」に関する項目削除
(保護管理事業計画 p28)

- ・第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - 2 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - (6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査
ツキノワグマの生態調査の項目追加
(保護管理事業計画 P30)

- ・第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - 3 法に基づく諸制度の運用状況調査
 - (2) 捕獲等情報収集調査
ツキノワグマの項目追加
(保護管理事業計画 p31)

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定(R8.3変更)

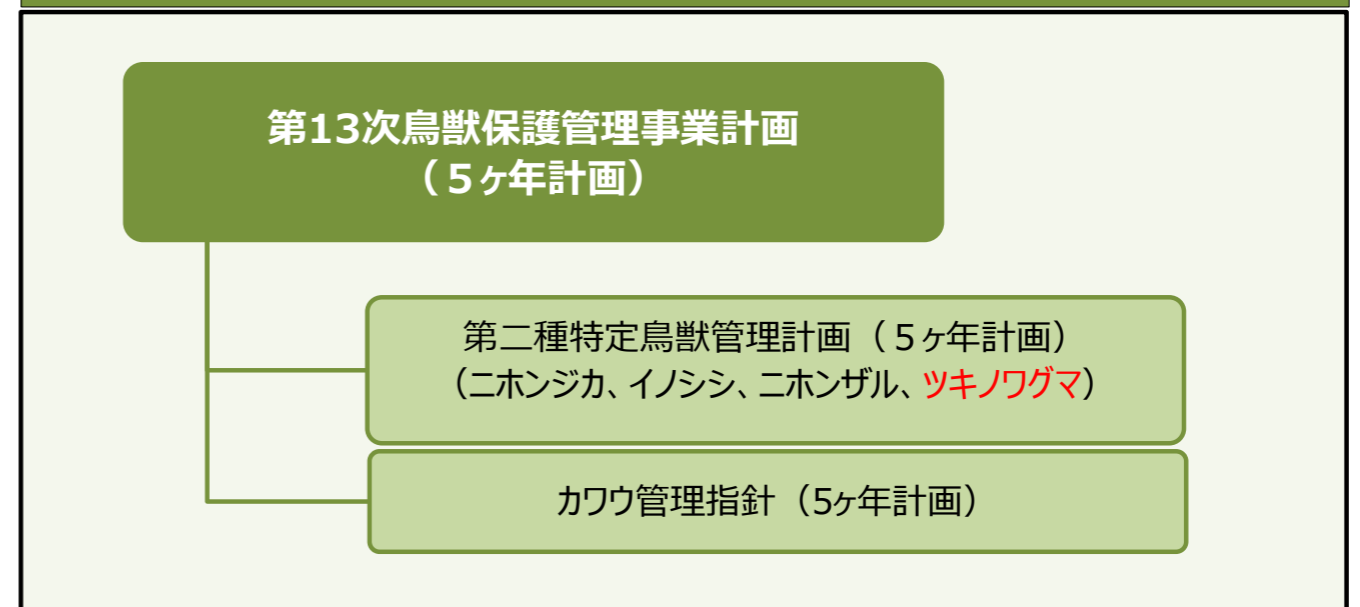
「鳥獣保護管理事業計画」の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、国が定める基本指針に則して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくために定める計画

I 計画の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）
II 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 39、うち計画期間中の更新予定箇所数24、新規・変更・廃止予定なし 特別保護地区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 10、うち計画期間中の更新予定箇所数 6、新規・変更・廃止予定なし 休猟区の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 鳥獣保護区等の整備等 ・標識類、巣箱・給水施設等の整備及び管理に係る年次計画
III 鳥獣の人工増殖及び放鳥	・地域個体群の交雑による遺伝的な攪乱を防ぐことができないことから放鳥は行わない。
IV 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ・学術研究、鳥獣保護、鳥獣の管理、その他 ◎ 鳥獣の市街地出没に対する対応 その他、鳥類の捕獲等に関する事項 ・捕獲許可した者への指導、鳥類の飼養登録、販売禁止鳥獣の販売許可 ◎ 錯誤捕獲の防止のための対応
V 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区	<ol style="list-style-type: none"> 特定猟具使用禁止区域の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数105、うち計画期間中の更新予定箇所数63、新規1・廃止1・変更予定なし 特定猟具使用制限区域の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし 猟区設定のための指導 ・既設定箇所数1、計画期間中の更新予定・新規・変更・廃止予定なし 指定猟法禁止区域 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数1、新規・変更・廃止予定なし
VI 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 第一種特定鳥獣保護計画の作成方針 ・対象鳥獣なし 第二種特定鳥獣管理計画の作成方針 ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマを対象鳥獣とし、計画期間、対象区域等を設定 ◎ 推定生息数を活用した数値目標や評価可能な目標設定による推進 ◎ 都県をまたぐ広域的な捕獲の強化 第二種特定鳥獣管理計画に係る年度別実施計画の作成方針 ・対象鳥獣について実施計画を毎年度作成 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

VII カワウの管理	・現在のコロニーへの封じ込め等
VIII 鳥獣の生息状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣生息分布等調査 ・ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ほか
IX 鳥獣保護管理事業の実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣行政担当職員の設置等 鳥獣保護巡視員の設置等 保護及び管理の担い手の育成及び確保 ◎ 狩猟者の知識・技術の向上の取組 鳥獣センター 取締り ・違法な狩猟や飼養の取締りに関する事項の年間実施計画
X その他	<ol style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題 狩猟の適正化 傷病鳥獣救護への対応 感染症への対応 ・関係機関との連絡体制整備 ◎ 感染症対策の情報収集 ◎ 関係部局との連携・情報共有 普及啓発 (1) 鳥獣の保護管理の普及啓発(探鳥会、ポスターコンクール等) (2) 安易な餌付けの防止 (3) 猟犬の適切な管理 (4) 愛鳥モデル校の指定 (5) 法令の普及徹底

鳥獣保護管理に係る計画体系



第13次鳥獣保護管理事業計画 (案)

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

令和4年3月31日策定

令和8年 月 日変更

山梨県

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
2	特別保護地区の指定	4
(1)	方針	4
(2)	特別保護地区の指定計画	5
3	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	6
(1)	方針	6
(2)	狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画	7
4	休猟区・特例休猟区の指定	7
(1)	方針	7
(2)	休猟区・特例休猟区の指定計画	7
5	鳥獣保護区の整備等	7
(1)	方針	7
(2)	整備計画	7
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	8
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	8
1	鳥獣の人工増殖	8
(1)	方針	8
(2)	人工増殖計画	8
2	放鳥獣	8
(1)	方針	8
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	9
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	9
(1)	希少鳥獣	9
(2)	狩猟鳥獣	9
(3)	外来鳥獣	9
(4)	指定管理鳥獣	9
(5)	一般鳥獣	10
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1)	許可しない場合の基本的考え方	10
(2)	許可に当たっての条件の考え方	10
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	11
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	11
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	11
2-1	学術研究を目的とする場合	11
(1)	学術研究（(2)の標識調査を除く。）を目的とする捕獲の許可基準	11
(2)	標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲の許可基準	12
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	13
(1)	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準	13
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲の許可基準	13
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準	13
2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	13
(1)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準	13
(2)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準	14
(3)	許可権限の市町村長への移譲等	17
2-4	その他特別な事由を目的とする場合	18
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする捕獲の許可基準	18
(2)	愛玩のための飼養を目的とする捕獲の許可基準	19
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする捕獲の許可基準	19
(4)	鵜飼漁業への利用を目的とする捕獲の許可基準	19

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的による捕獲の許可基準	19
(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的による捕獲の許可基準	19
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	20
3-1 捕獲許可した者への指導	20
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	20
(2) 従事者の指揮監督	20
(3) 危険の予防	20
(4) 錯誤捕獲の防止	20
3-2 鳥類の飼養登録	20
(1) 方針	20
(2) 飼養適正化のための指導内容	21
3-3 販売禁止鳥獣等の販売許可	21
(1) 許可の考え方	21
(2) 許可の条件	21
3-4 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	21
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	21
1 特定猟具使用禁止区域の指定	21
(1) 方針	21
(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画	22
(3) 特定猟具使用禁止区域の指定内訳	23
2 特定猟具使用制限区域の指定	26
(1) 方針	26
(2) 特定猟具使用制限区域の指定計画	26
3 猟区設定のための指導	26
(1) 方針	26
(2) 設定指導の方法	26
4 指定猟法禁止区域	26
(1) 方針	26
(2) 指定猟法禁止区域の指定計画	26
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	27
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	27
2 第一種特定鳥獣保護計画に係る年度別実施計画の作成に関する方針	27
3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	27
4 第二種特定鳥獣管理計画に係る年度別実施計画の作成に関する方針	28
5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	28
第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項	28
 1 方針	28
 2 方法	28
第七 カワウの管理に関する事項	29
1 方針	29
2 方法	29
第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	29
1 方針	29
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	29
(1) 方針	29
(2) 鳥獣生息分布調査	29
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	29
(4) ガン・カモ類月別調査	29
(5) 狩猟鳥獣生息調査	30
(6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	30
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	30
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	30
(2) 捕獲等情報収集調査	31

(3) 制度運用の概況情報	31
4 新たな技術の研究開発・普及	31
(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発	31
(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及	31
(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	31
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	31
1 鳥獣行政担当職員	31
(1) 方針	31
(2) 設置計画	32
(3) 研修計画	32
2 鳥獣保護巡視員	32
(1) 方針	32
(2) 設置計画	32
(3) 年間活動計画	33
(4) 研修計画	33
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	33
(1) 方針	33
(2) 研修計画	33
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	33
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	34
4 鳥獣センター	34
(1) 方針	34
(2) 鳥獣センターの施設計画	34
5 取締り	34
(1) 方針	34
(2) 年間計画	35
6 必要な財源の確保	35
第十 その他	35
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	35
2 狩猟の適正化	35
3 傷病鳥獣救護への対応	35
(1) 方針	35
(2) 体制	35
(3) 傷病鳥獣の個体の処置	36
(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	36
(5) 放野	36
4 感染症への対応	36
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	37
(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)	37
(3) その他感染症	37
5 普及啓発	37
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	37
(2) 安易な餌付けの防止	38
(3) 猟犬の適切な管理	38
(4) 愛鳥モデル校の指定	39
(5) 法令の普及徹底	39

(注) 本計画における法令等の略称は次のとおりである。

法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

省令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第17号）

外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

鳥獣被害防止特措法：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
（平成19年法律第134号）

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は周囲を高い山々に囲まれ、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒い。また、昼夜の気温差も激しく、盆地特有の内陸性気候を示している。また、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、低地林から高山帯まで、豊かな植生を見ることができる。

このような気象、地勢条件により、本県には四季を通じて多種多様な野生鳥獣が生息している。特に、南アルプス山系には特別天然記念物であるライチョウが生息しており、冬季には富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる富士川、笛吹川へのカモ類の渡来が多数確認されている。

第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画においては、これらの鳥獣の生息環境の保全を図るため、39箇所、74,795.9ヘクタールの鳥獣保護区を指定し、その鳥獣保護区内に10箇所、6,310.1ヘクタールの特別保護地区を指定した。これにより、鳥獣保護区は本県林野面積の約22パーセントを占めることとなった。

第13次鳥獣保護管理事業計画においては、生物多様性の保全や環境の変化等を考慮して鳥獣保護区を指定することとし、指定期間が満了する鳥獣保護区については、原則として指定期間を更新する。

② 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する野生鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、植生や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、必要と認められる地域について指定するものとする。その際、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切かを考慮した上で新規指定又は更新等を検討する。

イ 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持するため、広域にわたって野生鳥獣の生息環境を保全する必要があると認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として更新するものとする。

ウ 集団渡来地の保護区

県内の主要な湖沼・河川等、水鳥が集団で渡来する地域の生息環境の保全を図るため、必要と認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として更新するものとする。

エ 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、必要と認められる地域について指定するものとする。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧IA・IB類及びII類に該当する鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、その種の生態及び地域の自然的社会的特性等を考慮し、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

カ 生息地回廊の保護区

生息地の分断により孤立する危険性のある地域個体群を保護するため、生息地間の移動経路となる

樹林帯等の地域のうち、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊で鳥獣の良好な生息地となっている地域、また、自然とのふれあいや野生鳥獣の観察等環境教育の場として適した地域の環境を保全するため、必要と認められる地域について指定するとともに、原則として期間満了となった箇所については更新するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区分		森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		身近な鳥獣生息地		計	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
既指定鳥獣保護区(A)		14	16,860.2	4	53,186.0	5	2,326.5	16	2,423.2	39	74,795.9
区分	年度	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積
本計画期間に 指定する鳥獣 保護区	R4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	計(B)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に 区域拡大する 鳥獣保護区	R4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	計(C)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に 区域縮小する 鳥獣保護区	R4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	計(D)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に 解除又は期間 満了となる鳥 獣保護区	R4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	計(E)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画期間中の増△減*		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
計画終了時の鳥獣保護区**		14	16,860.2	4	53,186.0	5	2,326.5	16	2,423.2	39	74,795.9

(注) 集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊を目的とする鳥獣保護区の指定はない。

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

- ① 鳥獣保護区の指定計画
新規指定計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
R4	森林鳥獣生息地	旭ヶ丘鳥獣保護区	期間更新	1,675.0	0	1,675.0	R4.11.1～ R14.10.31		
	身近な鳥獣生息地	上萩原鳥獣保護区	期間更新	1.6	0	1.6	R4.11.1～ R14.10.31		
	森林鳥獣生息地	黒岳鳥獣保護区	期間更新	11.7	0	11.7	R4.11.1～ R14.10.31		
	森林鳥獣生息地	御正体山鳥獣保護区	期間更新	96.7	0	96.7	R4.11.1～ R14.10.31		
	計	4箇所		1,785.0	0	1,785.0			
R5	身近な鳥獣生息地	積翠寺鳥獣保護区	期間更新	929.4	0	929.4	R5.11.1～ R15.10.31		
	身近な鳥獣生息地	信玄堤鳥獣保護区	期間更新	132.0	0	132.0	R5.11.1～ R15.10.31		
	身近な鳥獣生息地	白須鳥獣保護区	期間更新	290.0	0	290.0	R5.11.1～ R15.10.31		
	身近な鳥獣生息地	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	期間更新	88.0	0	88.0	R5.11.1～ R15.10.31		
	身近な鳥獣生息地	社会福祉村鳥獣保護区	期間更新	191.6	0	191.6	R5.11.1～ R15.10.31		
	身近な鳥獣生息地	黒桂河内鳥獣保護区	期間更新	60.0	0	60.0	R5.11.1～ R15.10.31		
	森林鳥獣生息地	篠井山鳥獣保護区	期間更新	77.0	0	77.0	R5.11.1～ R15.10.31		
	計	7箇所		1,768.0	0	1,768.0			
R6	大規模生息地	白鳳鳥獣保護区	期間更新	20,295.0	0	20,295.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	森林鳥獣生息地	大菩薩鳥獣保護区	期間更新	1,375.0	0	1,375.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	森林鳥獣生息地	小金沢鳥獣保護区	期間更新	1,480.0	0	1,480.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	身近な鳥獣生息地	岩殿山鳥獣保護区	期間更新	85.0	0	85.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	身近な鳥獣生息地	芦安鳥獣保護区	期間更新	7.5	0	7.5	R6.11.1～ R16.10.31		
	森林鳥獣生息地	笹ヶ岳鳥獣保護区	期間更新	615.1	0	615.1	R6.11.1～ R16.10.31		
	計	6箇所		23,857.6	0	23,857.6			
R7	大規模生息地	秩父連峰鳥獣保護区	期間更新	13,385.0	0	13,385.0	R7.11.1～ R17.10.31		
	身近な鳥獣生息地	四尾連湖鳥獣保護区	期間更新	40.5	0	40.5	R7.11.1～ R17.10.31		
	身近な鳥獣生息地	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	期間更新	60.0	0	60.0	R7.11.1～ R17.10.31		
	計	3箇所		13,485.5	0	13,485.5			

R8	大規模生息地	甲斐駒鳥獣保護区	期間更新	4,105.0	0	4,105.0	R8.11.1～ R18.10.31		
	森林鳥獣生息地	三ツ峠鳥獣保護区	期間更新	715.0	0	715.0	R8.11.1～ R18.10.31		
	身近な鳥獣生息地	愛宕山鳥獣保護区	期間更新	287.0	0	287.0	R8.11.1～ R18.10.31		
	森林鳥獣生息地	滝子山鳥獣保護区	期間更新	17.8	0	17.8	R8.11.1～ R18.10.31		
	計	4箇所		5,124.8	0	5,124.8			
	合計	24箇所		46,020.9	0	46,020.9			

- (注) ・変更区分欄のうち、「期間更新」は既指定鳥獣保護区の存続期間終了後継続して鳥獣保護区を設ける場合であってその区域に変更がない場合、「期間更新及び区域拡大」は同じ場合であってその区域を拡大する場合、「期間更新及び区域縮小」は同じ場合であってその区域を縮小する場合とする。
- ・変更理由欄には以下の事項を記入する。
 - 1) 解除及び期間満了後、期間更新を行わない場合の理由
 - 2) 区域変更の場合、その理由(合併拡大、境界見直し、保護区外生息地の発見等)
 - 3) その他
 - ・備考欄には上記の事実の他、名称変更を伴う場合はその旨を記入する。

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 本計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。

イ 大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

ウ 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

エ 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖を積極的に確保するために特に必要と認められる中核的區域について指定するものであるが、県内には該当する区域がないため指定しないものとする。

オ 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる希少鳥獣の繁殖・採餌の確保のため特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

カ 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる中核的區域が生じた場合について指定するものとする。

キ 身近な鳥獣生息地の保護区

県民が身近に鳥獣と触れ合うことができる区域で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

(2) 特別保護地区の指定計画

(第3表)

区分		森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		身近な鳥獣生息地		計	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
既指定特別保護地区(A)		4	1,043.4	4	4,139.7	2	1,127.0	0	0	10	6,310.1
区分	年度	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積	箇所	変動 面積
本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)	R4										
	5										
	6	1	111.0	1	3,096.0					2	3,207.0
	7			2	622.6					2	622.6
	計(B)	2	181.0	4	4,139.7					6	4,320.7
本計画期間に区域拡大する特別保護地区	R4										
	5										
	6										
	7										
	計(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に区域縮小する特別保護地区	R4										
	5										
	6										
	7										
	計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)	R4										
	5										
	6	1	111.0	1	3,096.0					2	3,207.0
	7			2	622.6					2	622.6
	計(E)	2	181.0	4	4,139.7	0	0	0	0	6	4,320.7
計画期間中の増△減*		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画終了時の特別保護地区**		4	1,043.4	4	4,139.7	2	1,127.0	0	0	10	6,310.1

(注) 集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地を目的とする特別保護地区の指定はない。

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域	
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 (ha)	指定期間	指定 面積 (ha)	指定期間	指定 面積 (ha)	指定期間
R4	更新なし							
R5	更新なし							
R6	大規模生息地	白鳳鳥獣保護地区	20,295.0	R6.11.1～ R16.10.31	3,096.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	森林鳥獣生息地	大菩薩特別保護地区	1,375.0	R6.11.1～ R16.10.31	111.0	R6.11.1～ R16.10.31		
	計	2箇所	21,670.0		3,207.0			
R7	大規模生息地	秩父連峰鳥獣保護区	13,385.0	R7.11.1～ R17.10.31	255.0	R7.11.1～ R17.10.31		
					367.6	R7.11.1～ R17.10.31		
	計	1箇所	13,385.0		622.6			
R8	大規模生息地	甲斐駒鳥獣保護区	4,105.0	R8.11.1～ R18.10.31	421.1	R8.11.1～ R18.10.31		
	森林鳥獣生息地	三ツ峠鳥獣保護区	715.0	R8.11.1～ R18.10.31	70.0	R8.11.1～ R18.10.31		
	計	2箇所	4,820.0		491.1			
	合計	5箇所	39,875.0		4,320.7			

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

(1) 方針

指定期間が満了した鳥獣保護区については更新することを原則とするが、ニホンジカやイノシシ等の特定の鳥獣による農林業被害等が顕著であり、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整のみでなく、狩猟による捕獲の推進が求められている。

そこで、ニホンジカ又はイノシシによる著しい被害が発生している鳥獣保護区のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある区域については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を縮小又は解除し、当該区域をニホンジカ又はイノシシのみの捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指す。

これらの鳥獣による被害が軽減し、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図る必要が認められる場合には、再度鳥獣保護区として指定するものとする。

指定期間は5年間とする。

なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に指定し直すことを前提として、被害の状況を検証するものとする。

(※) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域

地域の対象狩猟鳥獣を保護する見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合に、環境大臣による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に加えて、県知事が法第12条第2項に基づいて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域。

指定により捕獲禁止の対象外となる特定の鳥獣の狩猟が可能となる。

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

4 休猟区・特例休猟区の指定

(1) 方針

県内において狩猟者登録数が長期的に減少傾向にあり、また許可捕獲によるニホンジカ等の大型獣類の捕獲を推進している中で、中小型の獣類や鳥類の捕獲頭数も減少していることから、当面、新たな休猟区の指定は行わない。

ただし、鳥獣保護巡視員等による生息状況調査等から、明らかな狩猟鳥獣の減少が見られる場合は、休猟区の指定を検討するものとする。

なお、指定する際には、以下の規定に従い取り扱う。

ア 休猟区は、狩猟鳥獣の減少を防止するために指定することとし、河川、道路、行政区界その他容易に確認できる境界線により区画する。

イ 休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保し、1箇所当たり1,500haを確保できるように努めることとする。また、分布に偏りがないう配慮するものとする。

ウ 指定期間は2年間とする。

エ なお、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度を活用するものとする。

オ その他休猟区指定に関し必要な事項は、休猟区指定要領に基づき定めるものとする。

カ 狩猟鳥獣の捕獲状況調査や生息動向調査により生息数が減少していないと認められるときは休猟区の指定を見直すこととする。

(2) 休猟区・特例休猟区の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の境界線が明らかになるように標識を設置するとともに、自然条件を勘案してそれぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣に適した環境の整備・改善に努める。また、標識等の設置状況及び鳥獣の採餌、営巣状況の確認のため、定期的な調査、巡回を行い保護及び管理の充実に努める。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化することが懸念される場合には、必要に応じて保全事業の実施を検討するものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区分	現況	R4年度～R8年度
標識類の整備	期間更新の鳥獣保護区を中心に計画的に整備	新規指定箇所はないため、期間更新する鳥獣保護区及び再指定する特別保護地区について、境界線標識類の整備を行う。

② 利用施設の整備

(第6表)

区分	現況	R4年度～R8年度
観察路、観察舎等の整備	整備済み	必要に応じて補修又は新規設置を検討する。
その他の施設等の整備	毎年1箇所程度を選定し、営巣施設を整備	鳥獣保護区内で毎年地区を指定し、巣箱の設置、修繕等を実施し、必要に応じて給水施設の整備を行う。

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区分		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
巡視員等	箇所数	39	39	39	39	39
	人数	73	73	73	73	73
管理のための調査の実施		鳥獣保護巡視員等により区域内の鳥獣保護区境界標識の状況を調査し、新設及び改善を必要とする施設の把握を行う。				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第8表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
県内鳥獣保護区	必要に応じて実施箇所、実施内容を検討する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

人工増殖を行う場合は、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえて行うこととする。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
R4 ～ R8	なし		なし		

2 放鳥獣

(1) 方針

地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体の確保ができないことから、放鳥は行わない。

また、放獣も行わない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

計画なし。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

法第2条第4項に基づき省令で定める鳥獣であつて、環境省レッドリスト及び山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧 IA・IB類及びII類に該当する鳥獣とする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により希少鳥獣の生息状況や生息環境の把握並びに保護又は管理に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項に基づき省令で定める鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、市町村や研究機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、必要に応じて休猟区の指定、捕獲等の制限等を行うとともに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

アライグマについては、外来生物法により令和3年度に策定した第3期山梨県アライグマ防除実施計画に基づき積極的に捕獲し被害の防止に努める。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

法第2条第5項に基づき省令で定める鳥獣とする。

② 管理の考え方

従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐための必要最小限」とする

ことを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。

県は、指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画において管理の目標を設定し、市町村等が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、隣接県とも調整を図りつつ必要な捕獲を実施し、指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認めるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

さらに、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次に掲げる場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができるものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア) イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究（(2)の標識調査を除く。）を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わな又は手捕。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の1) から4) までのいずれにも該当する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ 鳥獣の種類・数

捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下（2）において「被害」という。）の防止の目的の捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下（2）において「予察」という。）についても許可できるものとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

ア 鳥獣による被害発生予察表（例示）

(第10表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
タヌキ	野菜類、果樹、 家禽、人家	←															北杜市、甲斐市、都留市、南都町
アナグマ	野菜、果樹	←															身延町、南都町、都留市
ハクビシン	野菜、果樹、家 屋侵入	←															甲府市、北杜市、甲斐市、山梨市、富士 吉田市、都留市、南都町、西桂町、忍野 村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
ハシブトガラス、 ハシボソガラス	野菜、水稲、果 樹、送電線他	←															山梨県全域
ムクドリ	果樹、野菜 水稲	←															甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、 笛吹市、甲州市、山梨市

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
スズメ	果樹、水稲、野菜	←															→	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、山梨市、甲州市、南宮町、都留市、西桂町、富士河口湖町
ドバト	糞害他	←															→	南アルプス市、昭和町、北杜市、韮崎市、笛吹市、山梨市、小菅村
オナガ	果樹	←															→	甲府市
カワウ	魚類	←															→	山梨県全域

※ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマは、予察捕獲許可の対象外である。

イ 被害発生予察地図

被害発生予察地図は、加害鳥獣の種類ごとに縮尺20万分の1程度の地図にポイントを落とし、予察情報台帳に添付される地図に地域単位でまとめて作成する。

ウ 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

③ 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産物等に著しく被害を及ぼす鳥獣について、各関係機関と連携を図りながら、効果的な防除方法及び適正な個体数の管理方法を検討する。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第11表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ カワウ	R4 ～ R8	農林水産物に甚大な被害を与える鳥獣については、その鳥獣の種類ごとに可能な限り生息調査等を実施し、被害発生原因の分析・解明を行う。その結果を基に、第二種特定鳥獣管理計画等を策定し、各関係機関と連携を図りながら防除方法及び狩猟を含む個体数調整等の検討を行い、関係者を指導する。	

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

(ア) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する

者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1) から5) のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- 2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 4) 国有林野関係職員が所定の研修を履修し国有林野及び官行造林地において、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣をわな又は網を用いて捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合
- 5) 法人に対する許可であって、以下のア) からエ) の条件を全て満たす場合
 - ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

(ウ) 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

(エ) 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

(オ) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、対象鳥獣を取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

(カ) その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるなど、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

4) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。併せて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

鳥獣による農林水産物被害が激甚な地域については、その地域ごとにあらかじめ捕獲隊を編成するよう市町村等を指導するとともに、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

また、県関係課で組織する庁内連絡会議や、各林務環境事務所単位で管内市町村職員を交えての地域野生鳥獣被害対策連絡会議を開催し、地域ごとの実情に応じた適切な防除・捕獲対策の一つとして、広域捕獲の体制づくりや方法についても検討するものとする。

イ 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第12表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、その他鳥獣	被害発生市町村の区域	

ウ 指導事項の概要

「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」及び「山梨県野生鳥獣被害対策基本方針」に基づき指導を行う。

(3) 許可権限の市町村長への移譲等

適切かつ迅速な対応を図るため、狩猟鳥獣のうち第13表に規定する11種の鳥獣について、「山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成11年条令第47号)」に基づき捕獲等の許可権限を市町村に移譲する。

また、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長が許可権限委譲事項の記載されている被害防止計画を策定し、同法第4条第7項により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

なお、許可事務の実施に当たっては、法、省令、本計画、県有害鳥獣捕獲実施要領等を遵守し適切に事務が遂行されるよう市町村に助言するとともに、許可事務の施行状況について報告を求める等、その連絡

調整に努めるものとする。

① 市町村に権限移譲しているもの

(第13表)

鳥獣名	許可基準					
	方法	区域	時期	日数	一件当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者
スズメ ムクドリ オナガ ハシボソガラス ハシブトガラス ドバト ニホンザル ノウサギ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	かすみ網、 法第36 条に規定 する危険 猟法以外 の猟法に 限る。	管轄 市町村	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に駆除実施できる時期。ただし、有害鳥獣捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障のある期間は避けるよう考慮するものとする。狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、適切な期間で許可するものとし、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。	2か月以内とするよう努めるものとする。	被害を防止する目的を達成するために必要な数量(羽、頭又は個)	原則として国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣の定める法人又は、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人

② 市町村に権限移譲していないもの

(第14表)

鳥獣名	許可基準					
	方法	区域	時期	日数	一件当たり捕獲羽(頭)数	許可対象者
上記の市町村に権限移譲しているものを除く鳥獣のうち、環境大臣の許可以外のもの。	同上	各林務環境事務所の管轄区域内	同上	同上	同上	同上

2-4 その他特別の事由を目的とする場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 愛玩のための飼養を目的とする捕獲の許可基準

許可しないものとする。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕。

(4) 鵜飼漁業への利用を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

カワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

ウ 期間

6か月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的による捕獲の許可基準

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的による捕獲の許可基準

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやニホンカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやニホンカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

3-2 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥獣のうち、特に非狩猟鳥獣の個体の移動についての確に把握し、違法捕獲や違法飼養を未然に防止するよう指導を行う。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ア 県・市町村の広報誌等により、適正な飼養の周知徹底を図る。
- イ 飼養許可を更新するときは、飼養個体と足環を照合し、長期更新個体については個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認して行う。
- ウ 鳥獣保護巡視員等により、巡回活動を行う。
- エ 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。
- オ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- カ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- キ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにする。
- ク 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-3 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

- ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3-4 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次に掲げる区域を特定猟具使用禁止区域として、地域状況の変化に応じて適切に指定していくこととする。

また、当計画において指定を予定していない地域においても年度ごとの調査により必要と認められた区域については適宜指定していくものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家

稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画

(第15表)

区分		銃猟に伴う危険を予防するための区域		わな猟に伴う危険を予防するための区域	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
既指定特定猟具禁止区域(A)		105	23,096.6	1	25.9
本計画期間に指定する特定猟具禁止区域(再指定も含む)	R4	14	2,327.5		
	5	10	1,328.1		
	6	16	3,255.2		
	7	15	1,245.5		
	8	9	1,634.1		
	計(B)	64	9,790.4	0	0.0
本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域	R4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	計(C)	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域	R4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	計(D)	0	0.0	0	0.0
本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域(再指定も含む)	R4	13	2,308.4		
	5	10	1,328.1		
	6	16	3,255.2		
	7	15	1,245.5		
	8	9	1,634.1		
	計(E)	63	9,771.3		
計画期間中の増減*		1	19.1	0	0.0
計画終了時の特定猟具禁止区域**		106	23,115.7	1	25.9

*箇所数については(B)－(E)、面積については(B)＋(C)－(D)－(E)

**箇所数については(A)＋(B)－(E)、面積については(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)

わな猟禁止区域について、銃猟禁止区域も併せて指定しており、銃猟禁止区域とわな猟禁止区域の両方に記載している。このため、銃猟禁止区域とわな猟禁止区域のそれぞれの箇所数及び面積を合計すると、重複している分が実箇所数及び実面積より大きい。

(3) 特定猟具使用禁止区域の指定内訳

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第16表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
R4	大月市	富浜特定猟具使用禁止区域 (銃)	297.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	甲府市	黒平特定猟具使用禁止区域 (銃)	63.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	甲州市	中萩原特定猟具使用禁止区域 (銃)	79.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	笛吹市	梅沢特定猟具使用禁止区域 (銃)	118.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	西八代郡市川三郷町	平塩特定猟具使用禁止区域 (銃)	4.4	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	南巨摩郡南部町	白鳥山特定猟具使用禁止区域 (銃)	212.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	都留市	戸沢特定猟具使用禁止区域 (銃)	160.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	都留市	十日市場特定猟具使用禁止区域 (銃)	290.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	上野原市	鶴島特定猟具使用禁止区域 (銃)	674.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	南都留郡富士河口湖町	富士ヶ嶺特定猟具使用禁止区域 (銃)	127.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	北杜市	長坂小泉特定猟具使用禁止区域 (銃)	88.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	山梨市	笛吹川日下部特定猟具使用禁止区域 (銃)	7.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	南都留郡西桂町	西桂特定猟具使用禁止区域 (銃)	189.0	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	再指定
	南巨摩郡富士川町	鳥屋特定猟具使用禁止区域 (銃)	19.1	R4. 11. 1～ R14. 10. 31	新規
		計	14箇所	2,327.5	
R5	笛吹市	金川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域 (銃)	195.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	北杜市	長坂渋沢特定猟具使用禁止区域 (銃)	60.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	甲府市	帯那山高原特定猟具使用禁止区域 (銃)	13.6	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	都留市	大平特定猟具使用禁止区域 (銃)	200.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	都留市	羽根子特定猟具使用禁止区域 (銃)	182.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	南アルプス市	平岡平特定猟具使用禁止区域 (銃)	77.3	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	山梨市	笛吹川岩手特定猟具使用禁止区域 (銃)	88.9	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定

R5	北杜市	長沢・東井出特定猟具使用禁止区域 (銃)	94.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	北杜市	鳥原特定猟具使用禁止区域 (銃)	97.3	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	南都留郡富士河口湖町	勝山特定猟具使用禁止区域 (銃)	320.0	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	再指定
	計	10箇所	1,328.1		
R6	都留市	谷村特定猟具使用禁止区域 (銃)	565.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	甲州市、山梨市、笛吹市	重川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域 (銃)	266.7	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	韮崎市	穂坂特定猟具使用禁止区域 (銃)	262.5	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	甲斐市	竜王特定猟具使用禁止区域 (銃)	140.2	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	上野原市	秋山特定猟具使用禁止区域 (銃)	278.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	大月市	鳥沢特定猟具使用禁止区域 (銃)	67.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	南巨摩郡身延町	下山特定猟具使用禁止区域 (銃)	138.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	韮崎市	福祉村特定猟具使用禁止区域 (銃)	54.2	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	笛吹市	御坂町戸倉特定猟具使用禁止区域 (銃)	12.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	笛吹市	御坂町尾山特定猟具使用禁止区域 (銃)	16.7	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	北杜市	若神子新町特定猟具使用禁止区域 (銃)	560.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	韮崎市	新府特定猟具使用禁止区域 (銃)	160.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	北杜市	上神取特定猟具使用禁止区域 (銃)	85.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	北杜市	湧水・西泉特定猟具使用禁止区域 (銃)	436.0	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
	南巨摩郡富士川町、身延町、西八代郡市川三郷町	富士川特定猟具使用禁止区域 (銃)	130.2	指定の必要性を検討	
	南都留郡忍野村	忍野特定猟具使用禁止区域 (銃)	83.7	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	再指定
計	16箇所	3,255.2			
R7	笛吹市	坊ヶ峰特定猟具使用禁止区域 (銃)	90.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	笛吹市	下黒駒特定猟具使用禁止区域 (銃)	87.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	都留市	法能特定猟具使用禁止区域 (銃)	171.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	北杜市	大萱特定猟具使用禁止区域 (銃)	122.8	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定

R7	山梨市	金峰牧場特定猟具使用禁止区域 (銃)	33.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	笛吹市	御手洗川特定猟具使用禁止区域 (銃)	24.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	西八代郡市川三郷町	富士見ふれあいの森公園特定猟具使用禁止区域 (銃)	55.1	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	南巨摩郡南部町	奥山特定猟具使用禁止区域 (銃)	63.2	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	北杜市	清里湖特定猟具使用禁止区域 (銃)	19.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	北杜市	高根西特定猟具使用禁止区域 (銃)	233.5	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	北杜市	高根西特定猟具使用禁止区域 (銃)	28.3	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	甲斐市	三分一湧水特定猟具使用禁止区域 (銃)	7.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	甲府市	中道下向山特定猟具使用禁止区域 (銃)	42.0	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	南アルプス市、南巨摩郡富士川町	長澤特定猟具使用禁止区域 (銃)	251.8	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
	韮崎市	清哲消防防災ヘリポート特定猟具使用禁止区域 (銃)	17.8	R7. 11. 1～ R17. 10. 31	再指定
		計	15箇所	1,245.5	
R8	北杜市	浅尾原特定猟具使用禁止区域 (銃)	122.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	南巨摩郡南部町	万沢特定猟具使用禁止区域 (銃)	288.1	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	甲斐市、南アルプス市、中央市、中巨摩郡昭和町	釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域 (銃)	681.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	甲府市	つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域 (銃)	63.5	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	南巨摩郡富士川町	大法師特定猟具使用禁止区域 (銃)	109.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	北杜市	中丸特定猟具使用禁止区域 (銃)	45.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	甲斐市	敷島北特定猟具使用禁止区域 (銃)	250.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	笛吹市	平等川特定猟具使用禁止区域 (銃)	40.0	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
	笛吹市	境川町原特定猟具使用禁止区域 (銃)	35.5	R8. 11. 1～ R18. 10. 31	再指定
		計	9箇所	1,634.1	
	合計	64箇所	9,790.4		

② わな猟に伴う危険を予防するための区域
指定予定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

(2) 特定猟具使用制限区域の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、適切に指導を行う。

本県における猟区：本栖猟区 (1,288.9ha R10.10.31指定期限)

(2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めるよう努める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるよう努める。

(2) 指定猟法禁止区域の指定計画

(第17表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
H15	鉛製銃弾を使用する方法	天子湖指定猟法禁止区域	107.3ha	指定の日から無期限	法第12条第2項に基づく鉛製散弾使用禁止区域からの移行

新規指定計画なし

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数が著しく減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画を作成し、適切な捕獲等の抑制による個体群管理を行うものとする。

2 第一種特定鳥獣保護計画に係る年度別実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画を策定した鳥獣については、毎年度検討会を開催する等の方法により保護対策の検証を行い、当該年度における第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画を作成するものとする。実施計画については関係機関と連携して実施するよう努めるものとする。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣については、人と鳥獣のすみ分けを図るための里地里山の適切な管理等や生息調査を実施するとともに保護管理会議を組織して調査結果を検討し、関係者の合意形成に努め、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画を作成し、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとする。計画の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、数値目標や、評価が可能な管理の目標設定に努める。隣接する都県にまたがって広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たっては、関係する都県との連携の確保に努める。

また、近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を県から委譲されているほか、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施する等、市町村の役割が増大する中、地域の被害の実態に合わせた捕獲を拡大し、農作物被害を低減する。

その概要等は次のとおりである。

(第18表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
R4	ニホンジカの管理	ニホンジカ	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	山梨県全域	狩猟期間延長 一人1日当たりの捕獲頭数制限の緩和 くくりわなの規制緩和
	イノシシの管理	イノシシ	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	山梨県全域	狩猟期間延長 くくりわなの規制緩和
	ニホンザルの管理	ニホンザル	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	山梨県内27市町村のうち、ニホンザルの生息が確認され、対策が必要な以下の22市町村（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）	
R8	ツキノワグマの管理	ツキノワグマ	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	山梨県全域	

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る年度別実施計画の作成に関する方針

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度別実施計画として取りまとめ、公表するよう努める。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
各年度	ニホンジカの管理	ニホンジカ	各年度	山梨県全域	
各年度	イノシシの管理	イノシシ	各年度	山梨県全域	
各年度	ニホンザルの管理	ニホンザル	各年度	山梨県内27市町村のうちニホンザルの生息が確認され、対策が必要な以下の22市町村（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

第七 ツキノワグマの保護管理に関する事項

1 方針

~~県内の個体数が減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。~~

2 方法

- ~~(1) 年間の捕獲可能頭数の上限は、狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲（錯誤捕獲を含む）を合わせて原則40頭とする。ただし、被害発生市町村の代表、学識経験者、農林業関係者、保護団体等多方面からなる山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の検討を踏まえ、前年度の捕獲実績を勘案して当年度の捕獲可能頭数の上限を設定するものとする。~~
- ~~(2) 狩猟者に対して捕獲可能数を周知するとともに、速やかな捕獲報告を求め、把握した捕獲情報を適時提供するものとする。~~
- ~~(3) 有害鳥獣捕獲の必要が生じた場合には、設定した上限頭数を超えた捕獲についても可能とする。ただし、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。~~
- ~~(4) 山梨県野生鳥獣被害対策連絡協議会等を通じて、各種情報の共有化を図る。~~
- ~~(5) ツキノワグマに対する正しい知識を啓発するとともに、情報提供を行うことにより事故防止を図るものとする。~~
- ~~(6) ツキノワグマの市街地等への出没は地域社会の喫緊の問題となりつつあり、出没を抑制して被害を軽減~~

~~するとともに、個体群の維持を図っていくためには、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した保護管理の目標の下で施策を実施していくとともに、市街地等へ出没させないための環境管理、周辺住民への情報提供等の対応が必要である。~~

第七 カワウの管理に関する事項

1 方針

人間とカワウと魚類の共生を図り水産業被害等への対策を推進するため、山梨県カワウ管理指針に基づき、適正な管理を行うこととする。

2 方法

- (1) 被害防除対策として、銃器やロケット花火による追い払い等を行う。
- (2) 銃器や釣り針による捕獲及びコロニーでの繁殖抑制等を行う。
- (3) 個体群管理として、個体数のモニタリング、ねぐら・コロニーの管理等を行う。
- (4) 関東カワウ広域協議会に参加し情報交換を行うと共に、一斉追い払いやモニタリング調査等に協力する。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

本県に生息する野生鳥獣の適正な保護管理及び適切な有害鳥獣捕獲を実施するため、各関係機関と連携し、野生鳥獣生息調査等を実施するとともに、狩猟者からの捕獲情報の収集・分析を行い、活用を図るものとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類・分布状況・多く見られる時期・生態等について、的確な把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

鳥獣保護区を中心として鳥獣の種・確認された比率等をもとに、鳥獣の分布状況把握の資料とする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第20表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内主要河川及び湖沼	R4～ R8	本県の主要なガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地に調査員を配置し、カウントすることにより、種ごとの個体数と経年変化を把握し、今後の保護対策を検討するための資料とする。	野鳥保護団体の協力を得て実施する。

(4) ガン・カモ類月別調査

本県は内陸県でありながら、河川や湖沼等は渡り鳥の主要な中継地となっている。しかし、時代とともに生息環境は変化しており、その指標ともなるガン・カモ科鳥類の渡来状況を把握することにより、その保護対策の資料とする。

(第21表)

対象地区名	調査年度	調査月	調査方法・内容	備考
富士川水系 笛吹川水系 濁川水系 荒川水系 相模川水系	R4～ R8	毎年9月から 翌年3月まで	調査地域内を歩行しながら確認できたガン・カモ科鳥類の全てを種別に記録するロードサイドカウントとする。	委託により実施する。

富士五湖				
------	--	--	--	--

(5) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟者による捕獲の場所、数量の報告により生息状況を把握する。

(第22表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	R4～ R8	猟期終了後に返納される狩猟者登録証裏面の捕獲報告欄に記載された捕獲実績の報告をもとに、資料整理を行う。	

(6) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第23表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	R4～R8	狩猟者による目撃情報、狩猟期の捕獲情報の収集、糞塊密度等によるモニタリング調査を通じてニホンジカの個体数管理の資料収集を行う。	森林環境部が実施する。
ニホンザル	R4～R8	テレメトリーによる生息域調査及びアンケート等による被害状況等のモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。
イノシシ	R4～R8	狩猟者による目撃情報、被害状況調査、密度調査等によるモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。
ツキノワグマ	R8	クマにGPS首輪を装着し、生息場所や移動経路などの生態調査を行う。	森林環境部が実施する。

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(第24表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
御岳鳥獣保護区	R4	鳥獣の生息状況や種の多様性等を考慮して選定した1区域について、全長2.5km程度の調査コースを設定し、定点センサスとロードサイドカウント方式を複合し、年に4回、1地区3人による調査を実施し、生息状況の経年変化を把握する。	
秩父連峰鳥獣保護区	R5		
富士山北鳥獣保護区	R6		
八ヶ岳鳥獣保護区	R7		
身延山鳥獣保護区	R8		

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、目撃数等の情報を報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(第25表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ イノシシ	R4～R8	狩猟については出猟カレンダーにより、狩猟以外の捕獲については、別途定める様式により調査を行う。	
ツキノワグマ	R8	捕獲後速やかに捕獲地域を所管する林務環境事務所等に報告をするよう指導する	

(3) 制度運用の概況情報

鳥獣関係統計などの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発するよう努める。わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少なくくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進めるよう努める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め、普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術の開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術の開発を進め、普及に努める。

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、適正に配置する。また、担当職員の専門的知識の向上を図るため、必要に応じて研修会等を開催する。

(2) 設置計画

(第26表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
森林環境部自然共生推進課 自然保護担当	4	3	7	計画期間 中の行政需 要を勘案し 決定する。			鳥獣行政全般、企画立案、計画指導、 狩猟免許試験、県外狩猟者登録等
中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	1	1	2				狩猟免許更新事務 県内狩猟者登録事務
峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	1	1	2				有害鳥獣捕獲許可事務 鳥獣保護区等指定に関する調査 標識の設置
峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	1	1	2				鳥獣保護区等工作物設置許可 狩猟の指導及び取締り
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	1	1	2				鳥獣に関する諸調査
計	8	7	15	-	-	-	

(3) 研修計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数 /年	規模	人数	内容・目的	備考
関東山静ブロック 鳥獣行政担当者会議	都県	2月	1	ブ ロ ック	30	鳥獣・狩猟行政に係る諸問題に 対する意見交換等	
鳥獣行政担当者会議	県	5月	1	全 県	12	狩猟免許試験・更新・狩猟者登 録制度	
市町村鳥獣行政 担当者会議	県	5月	1	全 県	60	有害鳥獣捕獲、特定鳥獣管理捕 獲、傷病鳥獣保護	

2 鳥獣保護巡視員

(1) 方針

鳥獣及び鳥獣の保護に関する専門的知識を有し、鳥獣捕獲に関する違法行為等が確認された場合の県への通報や鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣に関する諸調査、鳥獣捕獲の状況調査・巡視活動、一般住民及び狩猟者への助言、鳥獣保護管理思想の普及啓発等、鳥獣保護管理事業を推進する地域のリーダーとして、鳥獣保護巡視員を設置する。

鳥獣保護巡視員の委嘱は、その職務に適格性を有する者を市町村長、狩猟団体又は鳥獣保護団体の推薦により充てることとし、その配置は、地域に密着した活動が可能となるよう市町村面積等を勘案して行う。

(2) 設置計画

(第28表)

基準設置数	令和3年度末	年度計画
-------	--------	------

(A)	人員 (B)	充足率 (B/A)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	充足率 (C/A)
73人	73人	100%	各年度73人(C)の鳥獣保護巡視員を委嘱					73人	100%

(3) 年間活動計画

(第29表)

活動内容	実施時期(月)												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
鳥獣保護区の管理	←												→	
捕獲の違法行為の通報	←												→	
鳥獣保護管理思想の普及啓発	←												→	
鳥獣に関する諸調査	←												→	
一般住民及び狩猟者への助言	←												→	
鳥獣捕獲の状況調査・巡視活動	←												→	

(4) 研修計画

(第30表)

名称	主催	時期	回数 /年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護巡視員 研修	各林務環境 事務所	5月	1	ブロッ ク	73	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律、鳥獣保護 巡視員の職務、傷病鳥獣の取扱、 狩猟の指導、鳥獣保護及び管理	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

近年の鳥獣保護思想の高まりにより、身近な市町村単位で鳥獣に対する知識を有した人材が強く求められている。このことから、市町村職員に対して研修会等を実施し、鳥獣の生態や保護に対する知識を普及させるとともに、地域住民に対する情報発信源としての機能を果たすよう努めることとする。

また、鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の育成及び確保を図るため、国の事業等の活用を図る。

(2) 研修計画

(第31表)

名称	主催	時期	回数/ 年	規模	人数	内容・目的	備考
市町村鳥獣行政 担当者会議	県	5月	1	全市 町村	60	法律の目的や野生鳥獣の果たす役 割、傷病鳥獣の保護方法や狩猟の果た す社会的役割等について、統一的な認 識を持ち、地域住民に対して啓発や具 体的な活動を行うに足る知識を持つよ う研修を行う。	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

本県の狩猟者は、銃規制の強化や若年者の狩猟離れにより年々高齢化するとともに狩猟者数が減少してきている。狩猟者の減少は将来にわたって有害鳥獣捕獲等における従事者不足をもたらし、今後深刻な問題が生じる可能性が十分に考えられる。

農業被害を受けている農業者やゴミ集積場を荒らされるなどの生活被害に遭っている当事者みずから捕獲の担い手となることも必要である。

捕獲の担い手を確保するため、引き続き休日や農閑期に複数回狩猟免許試験を実施するとともに、狩猟免許試験制度の周知を図る。

さらに、メディア等を通じて若年層を中心として狩猟が果たしてきた社会的な役割を啓発し、狩猟人口の確保を図るよう努めるとともに、狩猟者の確保及び知識と技術の向上が図られるように、研修等に努めるものとする。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わるなど、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保護及び管理の担い手となることが期待される。また、将来的には、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与していくことが期待されている。

県は、法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとし、また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

4 鳥獣センター

(1) 方針

山梨県鳥獣センターは、放鳥用キジの増殖を目的に昭和39年、甲府市山宮町に設置された。その後、鳥獣保護思想の普及啓発の場を創設するため、施設の規模拡大が必要となり、昭和51年に現在地に移転した。キジ増殖部門は昭和62年に廃止し、傷病鳥獣保護及び鳥獣保護管理思想の普及啓発を主要業務として現在に至っている。

近年では、毎年2万人を超える来場者数があり、自然保護思想の普及啓発の場として実施事業、展示・研修施設の充実や、絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用など生物多様性の保全への貢献に努める。

(2) 鳥獣センターの施設計画

(第32表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
山梨県鳥獣センター	S51	甲府市和田町	1.1ha	管理棟、水鳥舎、親子工作室、小鳥舎、鳥獣保護室、展示室、キジの仲間舎	傷病鳥獣保護の機能に加え、鳥獣に関する様々な剥製等の学術標本が展示されている。年間2万人を超える利用がある。	傷病鳥獣の保護管理思想の普及啓発	山梨県立武田の杜保健休養林の施設

5 取締役

(1) 方針

かすみ網等を使用した違法な捕獲や、鳥獣の違法飼養、狩猟期における禁止事項の遵守について重点的に取締りを実施するとともに、鳥獣保護巡視員、野鳥の会、警察等関係機関との連携及び協力に努め、迅速かつ適切な取締を行うこととする。

(2) 年間計画

(第33表)

事項	実施時期 (月)												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
かすみ網等による密猟	←												→	
有害鳥獣捕獲者・管理捕獲者	←												→	
狩猟全般								←	→					
鳥獣の違法飼養	←												→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第十 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護区の現状は、第二の1のとおりである。

鳥獣保護区においても、指定管理鳥獣の個体数調整の取組等により被害の軽減を図るなど、鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進する必要がある。

また、必要に応じて、区域を縮小、又は解除し狩猟可能な鳥獣を限定した上で狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定変更することについて検討する。

2 狩猟の適正化

狩猟行政においては、住宅や別荘地域の分散化により従来からその地域を狩場としてきた狩猟者と新規住民とのトラブルが多くなる傾向にある。

人と野生鳥獣とが共生するためには、野生鳥獣に対して適度に捕獲圧をかけていかなければならず、狩猟はその役割を担っている。このような狩猟の社会的意義について住民に対して普及啓発し、理解と協力を得る必要がある。

狩猟事故が起きると狩猟者個人の責任問題だけでなく、狩猟に対する社会的不信感を招くため、法令遵守及び狩猟者のモラルを維持・向上させ事故防止に努める。

併せて、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度について、必要に応じてきめ細かく実施する。

錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物にあったわな・檻の設置等の徹底を図る。また、錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。

3 傷病鳥獣救護への対応

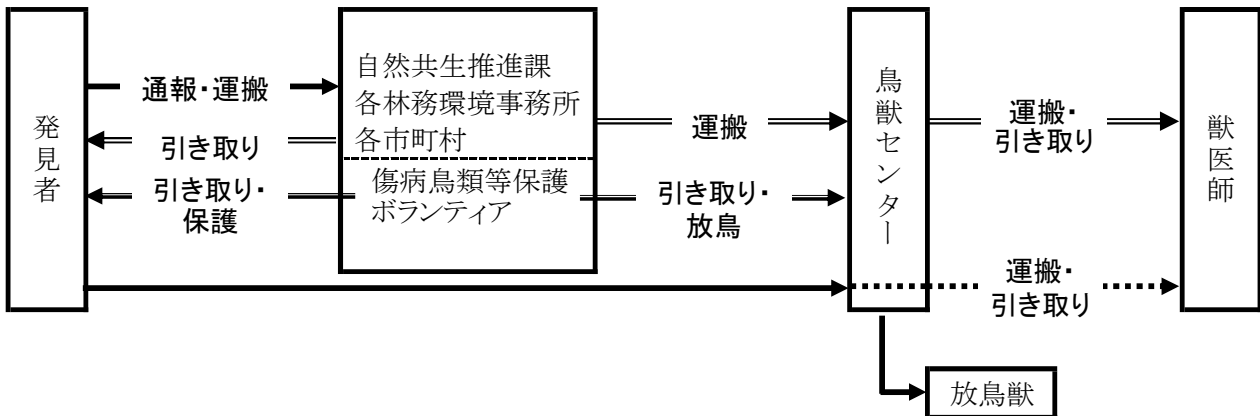
(1) 方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施する。

なお、救護に当たっては鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を行う。

(2) 体制

次のとおりであるが、傷病鳥類等保護ボランティアの充実及び県内開業獣医師との協力・連携体制について検討する。



※ 基本的には、発見者が鳥獣センターへ搬入を行う。

※ ボランティアは実施要領に基づき保護・運搬を行う。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

次の考え方を基本として対応する。

ア 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

イ 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

ウ 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷

病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年5月10日から5月16日までの愛鳥週間を中心に探鳥会、ポスターコンクール等の各種行事を実施する。

② 事業の年間計画

(第34表)

事業内容	実施時期(月)											備考			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3		
愛鳥週間行事		↔													
野生鳥獣写真コンクール									←	→					
野生鳥獣写真展示会		←	→												
親子餌やり体験	←														→
野鳥保護体験教室	←														→
野生鳥獣講座	←														→

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第35表)

	R4年度	R5	R6	R7	R8	備考
愛鳥週間行事	探鳥会 ポスターコンクール 愛鳥週間ポスター原画募集	同左	同左	同左	同左	
その他	野生鳥獣講座 野生鳥獣写真展示会	同左	同左	同左	同左	小中学校の遠足、夏休み等において鳥獣センターにおいて実施する。

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置を含め、鳥獣への安易な餌付けは、人身被害及び農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、鳥獣への安易な餌付けを防止するための啓発を図っていく。

② 年間計画

(第36表)

重点項目	実施時期(月)											実施方法	対象者		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
観光客等による餌付けの防止	←												→	広報誌等で周知	一般県民、観光客
生ゴミや未収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置等の防止	←												→	広報誌等で周知	一般県民

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、期間を定めて愛鳥モデル校を指定する。愛鳥モデル校は、野鳥愛護に積極的に取り組んでいる小中学校を地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じてその他の学校も指定する。

② 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

モデル校の活動報告をもとに野鳥愛護に関する取組を広く紹介するように努める。

④ 指定計画

(第37表)

区分	R4年度～R8年度			備考
	既設	新設	計	
小学校	7	0	7	
中学校	2	0	2	
その他の学校等	1	0	1	
計	10	0	10	

(5) 法令の普及徹底

① 方針

狩猟期間中の銃猟による事故等の防止や、違法なわなによる狩猟を未然に防止するため、呼びかけやパトロールを積極的に実施するとともに、密猟の防止についても啓発を図っていく。

② 年間計画

(第38表)

重点項目	実施時期(月)												実施方法	対象者	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
鳥獣保護管理制度				←→			←→							講習会	狩猟免許更新者
鳥獣の判別				←→			←→							〃	〃
捕獲の制限				←→			←→		←→					〃	狩猟者
鳥獣保護管理制度と狩猟	←												→	広報誌等	一般県民